

## 2 自動車交通公害対策の推進

大気汚染や騒音等、自動車が原因となる環境問題（自動車交通公害）に対応するためには、自動車単体への規制や税制上の措置、低公害車等の普及促進、交通流・交通量対策、普及啓発活動等の様々な施策を総合的に進めていくことが必要です。

### (1) 自動車単体対策の強化

排出ガスについては、現在、ガソリン・LPG自動車については一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物が、ディーゼル自動車についてはこれら3物質に加え粒子状物質が規制対象となっており、順次規制強化が図られています。これまで、新短期規制（ガソリン車：12～14年、ディーゼル車：14～16年）として大幅な規制強化を、新長期規制として平成17年にも強化されたところですが、平成21年からポスト新長期規制としてさらなる規制強化が実施されています。ポスト新長期規制はディーゼル車に対し、ガソリン車と同じレベルの規制を実施するものであり、また、一部のガソリン車については粒子状物質の規制が導入されています。さらに、平成27年にはディーゼル重量車及び二輪車の排出基準の強化が実施され、自動車の排出ガスのさらなる低減が図られています。

また税制の上からも、低公害自動車に対する自動車税等の軽課や一定年限を過ぎた自動車に対する自動車税の重課により、最新規制適合車への早期代替の促進を図っています。

### (2) 低公害車等の普及促進

#### ア 低公害車の率先導入

府では、環境への負荷がより少ない自動車の普及促進を図るため、「府庁グリーン調達方針」において、ハイブリッド車、電気自動車や、低燃費車（改正エネルギーの使用の合理化に関する法律（改正省エネ法）燃費基準達成車等）かつ低排出ガス車（国土交通省認定車等）を率先して公用車として導入することとしています。

#### イ 自動車税の軽減

府では、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車のほかにも、一定の条件を備えた低燃費かつ低排出ガス車に対し自動車税の種別割の軽減を図っています。

#### ウ その他の取組

府では、平成14年度から本庁及び各広域振興局等に、クリーンエネルギー自動車（CEV）優先駐車スペースを設置しています。

なお、府域の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は環境基準を達成しており、府内には自動車NOx・PM法の対策地域はありません。

今後も、各種協議会等において広域的かつ関係機関と連携協力した効果的な取組の推進を行います。

#### 【各種協議会等】

近畿八府県市自動車環境対策協議会：低公害車及び低排出ガス車の普及・啓発の推進

近畿スマートエコ・ロジ協議会：次世代低公害自動車の普及・促進

### (3) アイドリング・ストップ等の普及・啓発

府では、各種イベントにおける啓発資材の配布、府の広報紙「府民だより」等を活用した啓発活動、アイドリング・ストップ等の率先実行、府庁舎駐車場での啓発看板の設置等の取組を行ってきましたが、平成18年4月に施行した「京都府地球温暖化対策条例」において、自動車の不必要的なアイドリングの原則禁止を規定しました。

また、運輸・交通部門における環境負荷低減に向けて、事業者自らが低公害車による配送やアイドリング・ストップの実践等の自主的な取組を行うことを宣言する「環境にやさしい配送宣言」、「エコドライブ宣言」制度を実施しており、令和元年10月末現在で環境にやさしい配送宣言は181

事業所が、エコドライブ宣言は311事業所が宣言を行っています。

今後も「京都府地球温暖化対策条例」に基づき、自動車運転者の遵守に加え、事業者の従業員に対する遵守指導や、駐車場設置者の利用者に対する周知等、より実効的な対策を進めていくこととしています。

#### (4) 発生交通量の低減の推進

##### ア 交通規制等

京都府公安委員会では、生活道路において、区域（ゾーン）を定めて最高速度30km毎時の速度規制を実施するゾーン30や大型自動車等通行止めの交通規制を行い、速度の抑制や抜け道として通行する行為の抑制を図っています。

一方、幹線道路においては、路線バス等専用通行帯の交通規制を行うなど、路線バスの定時運行を確保し、マイカー利用者の公共交通機関への転換により、自動車交通総量の削減を図っています。

また、府警察及び京都運輸支局では、一酸化炭素関係整備不良車両及び過積載車両の指導取締りを実施しています

表3-24 交通規制等の実施状況（平成31年3月末現在）

規制種別等	区間・区域・箇所数	距離(km)・面積(ha)
最高速度	2,538区間	約2,977km
ゾーン30	88箇所	約1,699ha
大型自動車等通行止め	639区間	約425km
一方通行	1,814区間	約996km
歩行者用道路	84区間	約26km
路線バス等専用通行帯	13区間	約45km
駐（停）車禁止	6,357区間、2区域	約3,583km、約1,206ha
高速走行抑止システム	2箇所	-

表3-25 過積載車両取締り状況（令和元年12月末現在）

	大型貨物	中型貨物	準中型貨物	普通貨物	合計（単位：件）
過積載10割以上					
過積載10割未満				1	1
過積載5割未満					
大型10割以上	1	9	24		34
大型10割未満	8	26	52		86
大型5割未満	15	14	35		64
合 計	24	49	111	1	185

##### イ 交通体系等

自動車台数は近年ではやや減少傾向にありますが、より環境負荷の少ない大量公共輸送機関や自転車等への転換を進めることも重要な課題です。府では、生活バス路線の維持確保、自転車道等の整備に努めるとともに、府域全域にわたる鉄道網等の充実に積極的に取り組んでいます。

府域の鉄道網は、東海道新幹線の国際軸、JR東海道本線、阪急京都線、京阪本線等京阪神都市軸、JR山陰本線・舞鶴線・奈良線、京都丹後鉄道等の南北縦貫軸から構成されています。

JR線については、従来、全国と比べ整備が立ち遅れていたため、地域の活性化を図るために、環境に優しい公共交通である鉄道の電化・高速化、複線化等の整備を進め、快適性、高速性、利便性を高めてきました。

平成13年3月にJR奈良線（京都～JR藤森、宇治～新田）の高速化・複線化が完成したほか、平成14年3月にJR片町線（京田辺～松井山手）の高速化・輸送力増強事業、平成15年3月にはJR小浜線の電化が完成しました。

さらに、JR山陰本線の京都～園部間の複線化事業が、平成22年3月に完成し、平成25年からはJR奈良線高速化・複線化第2期事業に着手しています。

#### ウ 交通需要マネジメント（TDM）施策の実施

府では、人やものの動きに着目し、便利で快適な移動環境づくりを進めるとともに、地球温暖化やまちづくり、暮らしの視点から都市圏における交通問題を改善するために、平成17年3月に京都都市圏を対象とした「京都府交通需要マネジメント（TDM）施策基本計画」を、平成18年3月に「京都府交通需要マネジメント（TDM）施策推進プラン」を策定し、これに基づいて、「クルマ中心」のライフスタイルから、過度にクルマに依存しない環境的に維持可能な交通体系への転換を目指す「かしこいクルマの使い方を考えるプロジェクト・京都」等を実施してきました。

地域や学校、企業等を対象に、公共交通を利用することによるメリットの情報や、公共交通の路線、ダイヤ情報等を効果的に提供することにより、交通行動がマイカーから公共交通利用へと自発的に転換することを促すモビリティ・マネジメントの取組（学校での交通教育の実施、バスエコファミリーの実施）等を進めています。

また、平成23年度には「公共交通ネットワーク活性化プラン」を策定し、鉄道やバスの乗り継ぎ改善策等について事業者等との連携により進めることとしました。今後とも、運輸部門のCO<sub>2</sub>排出量を削減するため、公共交通の利用促進施策等について取り組んでいきます。

### （5）交通流対策の推進

#### ア 府内の交通の現況

府域の道路は、丹後地域は国道178号、482号等により、中丹地域内陸部は舞鶴若狭自動車道、国道9号、27号、175号等により、南丹地域は国道173号、372号等により、それぞれ北陸・山陰・阪神地方と結ばれています。

京都市域では、国道1号、171号、名神高速道路といった交通量の多い主要道路が京都市を横断して中部・北陸・山陽・山陰・阪神地方とつながっており、さらに、京奈和自動車道、国道24号により奈良・和歌山地方と結ばれています。

また、山城中部、相楽地域では、京滋バイパス、国道163号等により大阪から滋賀県・三重県を結んでいます。このほか、全線開通している京都縦貫自動車道は府域を南北に結んでおり、宮津天橋立IC～京丹後大宮ICが開通している山陰近畿自動車道は、北近畿・山陰地方を結んでいます。

観光都市である京都市地域や幹線道路が走る南部地域での交通量は相対的に大きく、慢性的な渋滞が発生しています。

#### イ 交通管制等

京都府公安委員会では、交通の安全と円滑化を図るとともに、自動車交通公害を減少させるため、信号機の系統化や交通情報板、小型文字情報板、ラジオ放送等の交通情報提供システムの充実を図っています。

平成9年11月からは、新交通管理システムとして、光ビーコンによりカーナビゲーションシステムを通じて交通情報を提供する「道路交通情報通信システム（VICS）」を運用しており、さらにきめ細かいサービスを行っています。

なお、平成13年4月に京都市内でPTPS（公共車両優先システム）の運用を開始した結果、一定の効果が見られたことから、平成31年3月末時点で1区間（16.1km）を整備しています。

また、信号灯器については、視認性に優れ、消費電力が少なく、CO<sub>2</sub>の大幅な排出削減効

果があるLED（発光ダイオード）化を進めています。

### 3 大気汚染物質対策の推進

#### (1) 工場・事業場対策の推進

「大気汚染防止法」や「京都府環境を守り育てる条例」に基づくばい煙発生施設等の設置・変更届出に基づき、各種規制の遵守状況の事前審査を行っています。

また、規制が遵守されるよう、使用燃原料の抜取検査を行うとともに、大規模なばい煙発生工場や有害物質排出工場等へ重点的な立入検査や工場測定を実施し、法及び条例に基づく監視・指導を行っています。

#### (2) アスベスト対策の推進

アスベストについては、平成17年6月に兵庫県内にある大手機械メーカーがアスベストを原因と推定した従業員の死亡を公表して以来、全国で企業の従業員だけでなく、その家族や工場周辺の住民にも被害が及んでいる実態が明らかになり、大きな社会問題となっています。

アスベストによる健康被害は潜伏期間が数十年と長いことから、今後とも被害が拡大・長期化することが懸念され、行政においても長期にわたる対応が必要です。

##### ア 監視・測定

府及び京都市では、アスベストによる大気汚染の現状を把握するため、住居地域、商工業地域等の一般環境及び主な排出源と考えられるアスベスト除去工事現場において、アスベスト環境測定を実施しています。平成30年度の測定結果は特に高い濃度は見られず、これまでの調査結果と同様に直ちに問題となるレベルではありませんでした（全国調査結果と同程度のレベル）。

##### イ 事業者等への規制

アスベスト除去工事に際しては、「大気汚染防止法」の遵守状況について事前審査を行うとともに、アスベスト除去工事現場への重点的な立入検査を実施しています。

また、アスベスト飛散防止対策の徹底について、建築物の解体業者等関係業界団体に対する注意喚起等啓発を行っています。

##### ウ 府有施設に係るアスベスト対策

平成27年度、府有施設の煙突断熱材を対象として、全庁的な設計図書調査及び専門業者による現地確認調査を行った結果、全151本中39本（37施設）の煙突においてアスベスト含有断熱材の劣化が確認されました。排出等の規制はないものの、万が一に備え、各施設の敷地境界において大気中アスベスト濃度を測定したところ全ての測定地点において検出されず、周辺環境への影響がないことを確認しました。さらに、石綿障害予防規則に基づく安全確保対策を速やかに実施しました。

また、平成28年2～9月にかけて、府有施設の設備に使用されている保温材等を対象に、保温材等の劣化状態及びアスベスト含有の有無について全庁調査を実施しました。その結果、機械室等屋内にある28箇所の配管エルボ（L字部分）において、保温材表面の劣化及びアスベスト含有が確認されたため、飛散防止措置を行いました。

#### (3) 揮発性有機化合物（VOC）対策の推進

**揮発性有機化合物（VOC）\***は、大気中の反応によって光化学オキシダントや浮遊粒子状物質を生成するため、排出抑制が必要です。

府では、VOC排出施設への重点的な立入検査を実施するとともに、国や関係業界団体等が行う取組に協力するなど、排出抑制に向けた取組を行っています。

#### (4) 緊急時対策の推進

「京都府光化学反応による大気汚染緊急時対策要綱」に基づき、光化学オキシダントによる高濃度汚染が発生した場合には、注意報等を発令しています。

注意報等の発令時には、教育委員会、報道機関等を通じて、児童・生徒及び一般府民に外出等の自粛を周知するとともに、工場等に対し、燃料やVOC使用量等を平常時の20~40%程度削減するよう要請（緊急警報発令時は40%以上削減命令）し、また、自動車についても運行の自粛の呼びかけ（緊急警報時は「道路交通法」に基づく措置を要請）を行っています。

表3-26 工場等に対する指導・立入件数（平成30年度）

府・市の区分	立入検査実施件数					文書指導件数
	重油等抜取検査実施数	工場測定実施数	特定粉じん排出等作業数	その他の		
京都市	326	0	17	177	132	4
府内	143	0	8	45	90	0
計	469	0	25	222	222	4

#### 4 悪臭防止対策の推進

府内では、「悪臭防止法」に基づく規制地域として、令和元年12月末現在で15市10町村で地域指定が行われ、22の特定悪臭物質について規制基準が設定されています。規制地域内では、すべての工場・事業場に対して、規制基準遵守義務が課せられます。

なお、平成24年4月1日からは、市の地域については市が規制基準を定めています。

また、「京都府環境を守り育てる条例」では、特定施設を設置している事業場に届出義務を課しており、平成30年度末現在で22事業所から40件の特定施設設置の届出がされています。

## 第2節 水環境の保全

### 1 現状と課題

河川・海域の水質汚濁の状況を把握するため、昭和47年度から「公共用水域の水質測定計画」を策定し、国土交通省及び京都市と連携して、河川・海域等の水質測定を実施しています。

#### (1) 河川及び海域

平成30年度は府内の61河川106地点、6海域19地点の合計125地点で水質測定を実施し、人の健康の保護に関する項目については全地点で全項目の環境基準を達成しました。また、生活環境の保全に関する項目については、河川では41水域の全水域でBOD（生物化学的酸素要求量）＊の環境基準を達成、水生生物の保全に係る環境基準項目については、8水域の全水域で全亜鉛、ノニルフェノール＊及びLAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）＊の環境基準を達成しています。海域では7水域のうち2水域でCOD（化学的酸素要求量）＊の環境基準を達成、5水域のうち4水域で全窒素及び全燐の環境基準を達成しています。

河川・海域の水質汚濁の要因において、家庭からの「生活排水」と工場等の事業活動に伴う「産業排水」は大きな割合を占めています。

なかでも生活排水については、未処理の生活雑排水等の影響が大きいことから、「京都府水洗化総合計画2015」に基づき、下水道、農業集落排水、浄化槽＊等の汚水処理施設の整備を推進するとともに、処理の高度化及び施設の適正な維持管理等、対策を一層推進する必要があります。

また、閉鎖性水域等水質改善が進まない水域については、引き続き総合的な水質保全対策を講じていく必要があります。

表3-27 環境基準点の環境基準達成状況（平成30年度）

## ア 河川における環境基準達成状況

(BOD)

あてはめ水域名	類型	環境基準点		達成状況	備 考	
		地點数	名 称			
宇治川(1)	A	1	隱元橋	○	〔 類型毎の 環境基準値 〕  AA…1mg/L以下 A…2mg/L以下 B…3mg/L以下 C…5mg/L以下 D…8mg/L以下 E…10mg/L以下	
宇治川(2)	B	1	淀川御幸橋	○		
桂川上流	A	1	渡月橋	○		
桂川下流(1)	A	1	西大橋	○		
桂川下流(2)	A	1	宮前橋	○		
鴨川上流(1)	A	1	出町橋	○		
鴨川上流(2)	A	1	三条大橋	○		
鴨川下流	A	1	京川橋	○		
木津川(2)	A	1	笠瀬橋	○		
木津川(3)	A	3	恭仁大橋	○		
			玉水橋			
			木津川御幸橋			
由良川上流	AA	1	安野橋	○		
由良川下流	A	5	山家橋	○		
			以久田橋			
			音無瀬橋			
			波美橋			
			由良川橋			
野田川	A	2	六反田橋	○		
			堂谷橋			
竹野川	B	1	荒木野橋	○		
小畠川上流	A	1	京都市・長岡京市境界点	○		
小畠川下流	A	1	小畠橋	○		
大谷川	B	1	二ノ橋	○		
高野川上流	AA	1	三宅橋	○		
高野川下流	A	1	河合橋	○		
清滝川	AA	1	落合橋	○		
田原川	A	1	螢橋	○		
弓削川	A	1	寺田橋	○		
園部川	A	1	神田橋	○		
犬飼川	A	1	並河橋	○		
有栖川	A	1	梅津新橋	○		
天神川	A	1	西京極橋	○		
和束川	A	1	菜切橋	○		
棚野川	A	1	和泉大橋	○		
高屋川	A	1	黒瀬橋	○		
上林川	A	1	五郎橋	○		
八田川	A	1	八田川橋	○		
犀川	A	1	小貝橋	○		
土師川	A	1	土師橋	○		
牧川	A	1	天津橋	○		
宮川	A	1	宮川橋	○		
伊佐津川	A	1	相生橋	○		
河辺川	A	1	第一河辺川橋	○		
大手川	A	1	京口橋	○		
福田川	A	1	新川橋	○		
宇川	A	1	宇川橋	○		
佐濃谷川	A	1	高橋橋	○		

(注)1 環境基準の達成状況については、年間を通じた日間平均値の75%水質値により評価しています。

(注)2 水域毎の評価は、各水域内のすべての環境基準点において適合している場合、達成(○)としています。

(全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS (水生生物の保全に係る環境基準項目))

あてはめ水域名	類型	環境基準点		達成状況	備 考
		地点数	名 称		
淀川	生物B	2	隱元橋	○	〔 類型毎の 環境基準値 〕
			淀川御幸橋		
桂川上流(1)	生物A	1	八千代橋	○	全亜鉛
桂川上流(2)	生物B	1	渡月橋	○	生物A …0.03mg/L以下
桂川下流(1)	生物B	1	西大橋	○	生物特A …0.03mg/L以下
桂川下流(2)	生物B	1	宮前橋	○	生物B …0.03mg/L以下
木津川下流	生物B	4	笛瀬橋	○	生物特B …0.03mg/L以下
			恭仁大橋		
			玉水橋		
			木津川御幸橋		
由良川上流	生物A	1	安野橋	○	LAS
由良川下流	生物B	5	山家橋	○	生物A …0.03mg/L以下
			以久田橋		生物特A …0.02mg/L以下
			音無瀬橋		生物B …0.05mg/L以下
			波美橋		生物特B …0.04mg/L以下
			由良川橋		

(注)1 環境基準の達成状況については、年間平均値により評価しています。

(注)2 水域毎の評価は、各水域内のすべての環境基準点において適合している場合、達成(○)としています。

イ 海域における環境基準達成状況

(C O D)

あてはめ水域名	類型	環境基準点		達成状況	備 考
		地点数	名 称		
舞鶴湾 (1)	A	2	念仏鼻地先	×	〔 類型毎の 環境基準値 〕
			檜崎地先		
舞鶴湾 (2)	A	2	キンギョ鼻地先	×	A…2mg/L以下
			恵比須崎地先		
宮津湾	A	2	江尻地先	×	B…3mg/L以下
			島崎地先		
阿蘇海	B	3	野田川流入点	×	C…8mg/L以下
			中央部		
			溝尻地先		
若狭湾	A	3	栗田湾沖	○	
			波見崎沖		
			鷺崎沖		
山陰海岸	A	2	竹野川沖	○	
			久美浜湾沖		
久美浜湾	A	2	湾口部	×	
			湾奥部		

(注)1 環境基準の達成状況については、年間を通じた日間平均値の75%水質値により評価しています。

(注)2 水域毎の評価は、各水域内のすべての環境基準点において適合している場合、達成(○)としています。

(全窒素・全燐)

あてはめ水域名	類型	環境基準点		達成状況	備 考
		地点数	名 称		
舞鶴湾 (ア)	II	2	念仏鼻地先	○	類型毎の 環境基準値 (全窒素) I … 0.2mg/L以下 II … 0.3mg/L以下 III … 0.6mg/L以下 IV … 1 mg/L以下
			檜崎地先		
舞鶴湾 (イ)	II	2	キンギョ鼻地先	○	(全燐) I … 0.02mg/L以下 II … 0.03mg/L以下 III … 0.05mg/L以下 IV … 0.09mg/L以下
			恵比須崎地先		
宮津湾	II	2	江尻地先	○	類型毎の 環境基準値 (全窒素) I … 0.2mg/L以下 II … 0.3mg/L以下 III … 0.6mg/L以下 IV … 1 mg/L以下
			島崎地先		
阿蘇海	II	3	野田川流入点	×	(全燐) I … 0.02mg/L以下 II … 0.03mg/L以下 III … 0.05mg/L以下 IV … 0.09mg/L以下
			中央部		
			溝尻地先		
久美浜湾	II	2	湾口部	○	(全燐) I … 0.02mg/L以下 II … 0.03mg/L以下 III … 0.05mg/L以下 IV … 0.09mg/L以下
			湾奥部		

(注)1 環境基準の達成状況については、表層の年間平均値により評価しています。

(注)2 水域毎の達成状況は、各水域内の全ての環境基準点において適合している場合、達成(○)としています。

図 3-29 主要環境基準点（河川）のBODの年次推移

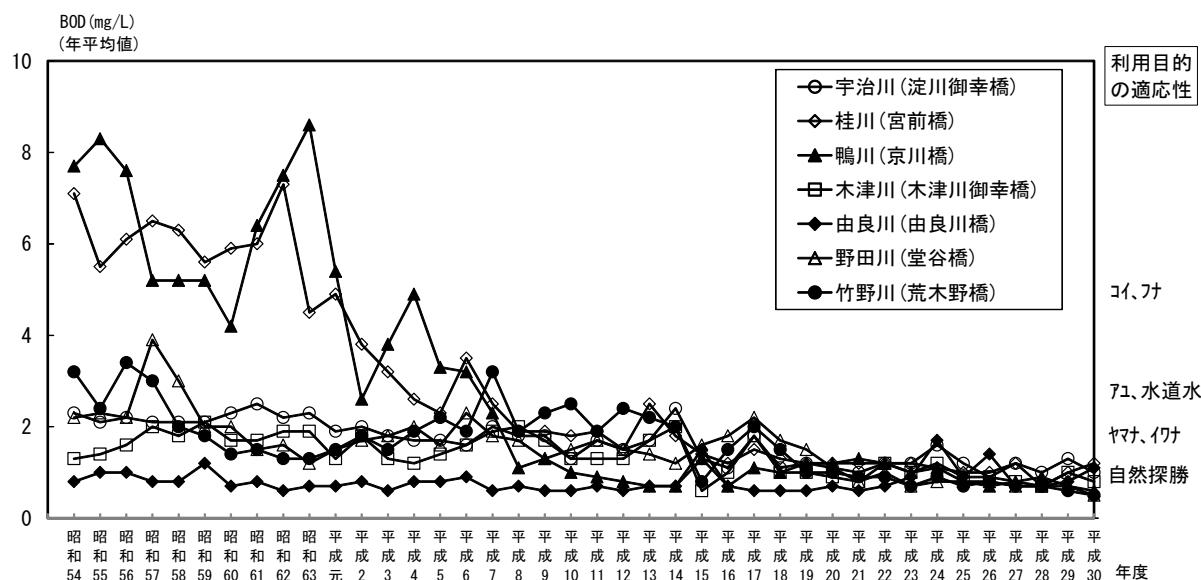
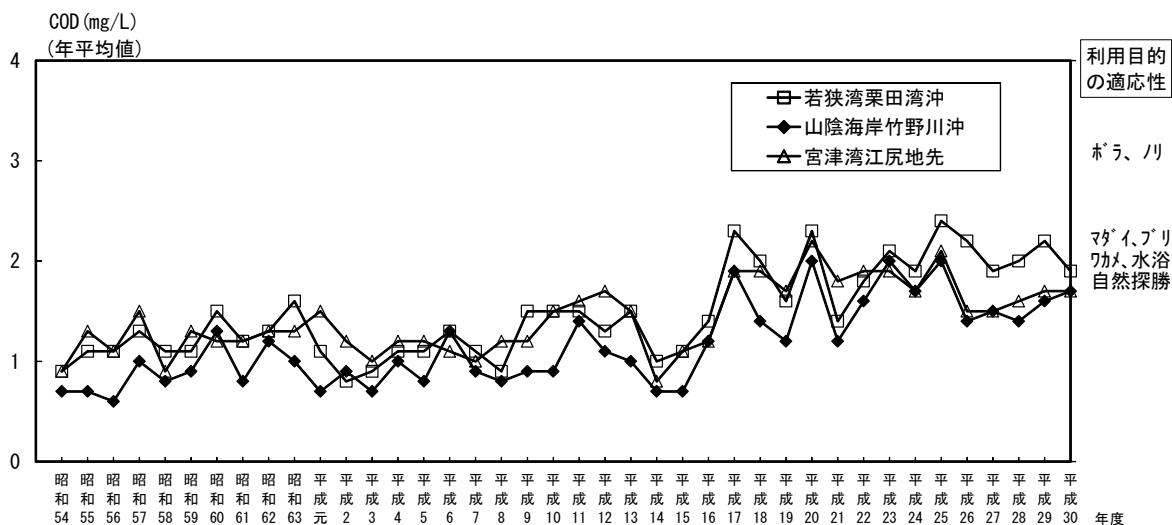
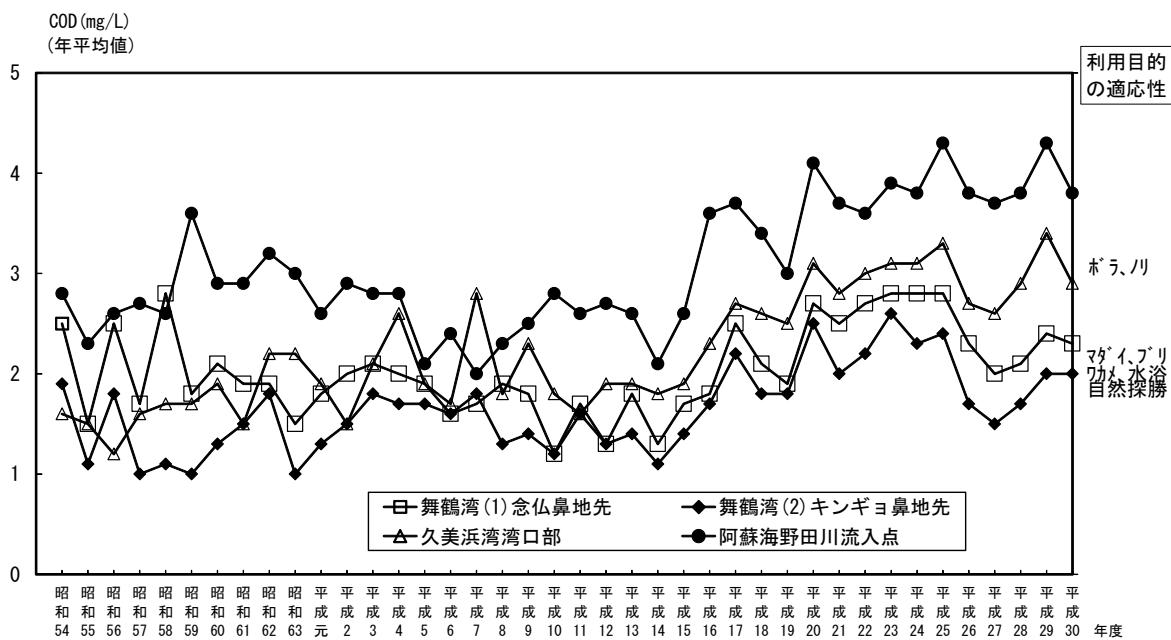


図 3-30 主要環境基準点（海域）のCODの年次推移





## (2) 地下水

平成30年度は、府内15市5町1村の100地点で有害物質の水質測定を実施しました。

### ア 概況調査

13市4町1村（32地点）において調査した結果、全地点で環境基準を達成しました。

### イ 繙続監視の終了に係る汚染井戸周辺地区調査等

継続監視調査の終了を判断するための周辺調査等を10地点で行った結果、全地点で環境基準を達成しました。

### ウ 繙続監視調査

これまでの調査において環境基準項目の超過がみられた12市4町（58地点）において汚染の推移を調べるためにモニタリング調査をした結果、砒素（6地点）、総水銀（2地点）、クロロエチレン（1地点）、トリクロロエチレン（1地点）、テトラクロロエチレン（4地点）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（2地点）、ふつ素（4地点）が環境基準を超過しました。

なお、これらのうち1地点で2物質（トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン）が環境基準を超過しています。

表3-28 環境基準の達成状況

調査区分	環境基準達成地点／調査地点	達成率
概況調査	32／32	100%
汚染井戸周辺地区調査	10／10	100%
継続監視調査	39／58	67%

## 2 生活排水対策の推進

### (1) 「京都府水洗化総合計画」の推進

府域全体の**汚水処理人口普及率\***は、平成30年度末現在で98.2%（京都市を除けば96.2%）に達しています。

府では、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、地域の実情に応じた、より効率的な水洗化の整備手法を選定すること等を目的として、「京都府水洗化総合計画2010」を平成22年10月に策定。

平成27年度には、改定版として「京都府水洗化総合計画2015」を策定しました。

本計画では、令和2年度までに水洗化を希望する全ての府民の水洗化を実現させることを目標とし、市町村との連携のもと、計画的に汚水処理施設の整備を促進していくこととしています。

## (2) 普及・啓発等の推進

生活排水（家庭から発生する排水）は水質汚濁の主な要因であり、水環境を保全するためには、生活排水対策を強力に進めることができます。府では、汚水処理施設の整備を進める一方、パンフレットやリーフレット等の資材を作成し、家庭や地域でできる生活排水対策の普及啓発に努めています。

## (3) 生活排水対策重点地域の指定

生活排水は、し尿と、炊事・入浴等に伴い発生する生活雑排水に分けられます。し尿は、公共下水道、し尿処理施設等で処理されますが、生活雑排水のうち処理されないまま河川等へ排水されるものがあります。

府では、生活排水による汚濁が自然公園や利水等に及ぼす影響が大きい地域を「生活排水対策重点地域」に指定し、地域における生活排水対策の総合的・計画的推進を図っています。

府内では、平成3年4月に久美浜町（現京丹後市）を初めて指定し、以降、平成4年7月に宇治田原町を、平成8年7月に網野町（現京丹後市）を、平成14年9月に綾部市をそれぞれ指定しています。

表3-29 汚水処理事業（京都市を含む）

事業種別		事業主体	事業所管省庁	事業人口比率 <sup>*1</sup>
集合処理	下水道	府 <sup>*2</sup> ・市町村	国土交通省	95.5%
	集落排水	市町村	農林水産省	1.7%
	その他	市町村	環境省	0.0%
個別処理（合併処理浄化槽）	個人・市町村	環境省		2.8%

\*1 「京都府水洗化総合計画2015」における各事業種別の整備対象人口比率

\*2 流域下水道事業を実施

表3-30 汚水処理人口普及率の推移

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
府普及率	94.8%	95.4%	96.1%	96.5%	96.8%	97.2%	97.6%	97.8%	98.0%	98.2%
全国普及率	85.7%	86.9%	87.6%	88.1%	88.9%	89.5%	89.9%	90.4%	90.9%	91.4%
全国順位	6位	5位	6位	6位	6位	6位	5位	5位	4位	4位

\*各年度末

表3-31 浄化槽設置基数の推移（各年度末現在）

年度区分	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
単独処理浄化槽	21,633	20,851	20,094	19,237	18,627	17,607	16,981	14,681	13,917	12,800
合併処理浄化槽	24,031 (12,620)	24,464 (13,040)	24,312 (13,389)	24,316 (13,706)	24,247 (14,061)	22,900 (14,326)	24,139 (15,198)	23,997 (15,476)	23,599 (15,733)	23,453 (15,956)
計	45,664	45,315	44,406	43,553	42,874	40,507	41,120	38,678	37,516	36,253

## 3 工場・事業場排水対策の推進

### (1) 工場・事業場排水

府では「水質汚濁防止法」及び「京都府環境を守り育てる条例」により、工場・事業場排水の濃度規制を行っているほか、瀬戸内海流域で1日の平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、COD・窒素含有量・りん含有量に係る総量規制を実施しています。

なお、「水質汚濁防止法」及び「京都府環境を守り育てる条例」に規定する特定施設を設置し

ようとするときは知事への届出が必要であり、瀬戸内海流域で1日の最大排水量が50m<sup>3</sup>以上の場合は、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（以下「瀬戸内法」という。）に基づき知事の特定施設の設置に係る許可が必要です。

平成31年3月現在の「水質汚濁防止法」に基づく特定施設を設置する工場・事業場（特定事業場）数は4,554、また、「瀬戸内法」が適用される事業場数は117であり、「京都府環境を守り育てる条例」に基づく汚水に係る特定施設（いわゆる横出し施設）を設置する工場・事業場は175です。

また、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質貯蔵指定施設を設置する工場・事業場（いわゆる有害物質貯蔵指定事業場）数は71です。

なお、規制基準が遵守されるよう計画的に事業場への立入調査を実施しています。平成30年度は延べ312工場・事業場等に対して採水検査を実施した結果、排水基準不適合が14件あったため、速やかに改善するよう指導を行っています。

表3-32 工場等に対する指導・立入件数（平成30年度）

（単位：件）

	採水検査	排水基準不適合に対する行政措置
京都市内	29	1
京都市以外	283	13
計	312	14

## （2）水質事故対応

平成23年4月の改正「水質汚濁防止法」の施行により、汚水の流出事故が生じた場合に、事業者に対して応急措置の実施及び地方自治体への届出を義務付ける事故時の措置の範囲（対象となる汚水の種類及び事業者の範囲）が拡大されたところです。

府では、対象事業場に対し、未然防止に係る指導を行っています。水質事故発生時には関係行政機関により構成された「淀川水質汚濁防止連絡協議会」や「由良川水質汚濁防止連絡協議会」と連携し、現地確認やオイルマットの設置等、汚染の拡大防止に向けて速やかに対応しています。

## 4 農畜産排水対策の推進

### （1）農業排水対策

府では、農地に由来する汚濁負荷量削減のため、農業者に対し、「京都府における環境にやさしい農業推進のための技術指針」（平成7年度策定、平成12年度改訂）及び「京都府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（平成11年度策定、平成28年度改訂）等の活用を通じて、化学肥料の施用量の低減等を図っています。

### （2）畜産排水対策

畜産排水は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」と併せて一定規模以上の施設において「水質汚濁防止法」や「京都府環境を守り育てる条例」でも規制されており、畜産経営に起因する環境負荷の削減を図るために畜舎等からの排水について、府で開発した低コストな汚水処理施設の設置を進めるなど排水の適正な処理について指導を行っています。

## 5 ゴルフ場使用農薬による水質汚濁防止対策の推進

府では、府内各ゴルフ場に対し、農薬の適正使用や下流への被害の未然防止、排水口における自主的な水質測定の実施を指導しています。

また、ゴルフ場の農薬使用者に対して、講習会や認定試験により府農薬管理指導士として認定し、

適正な農薬の取扱いに関して、資質や意識の向上に努めています。

さらに、各ゴルフ場排水口等における水質調査を実施しており、平成30年度は10ゴルフ場（府：7ゴルフ場で年1回、市：3ゴルフ場で年2回）を対象として農薬の調査を行った結果、指針値が設定されている73種類（検体数178）から3種類（検体数4）が検出されましたが、いずれも指針値を下回り、水質汚濁に問題はありませんでした。

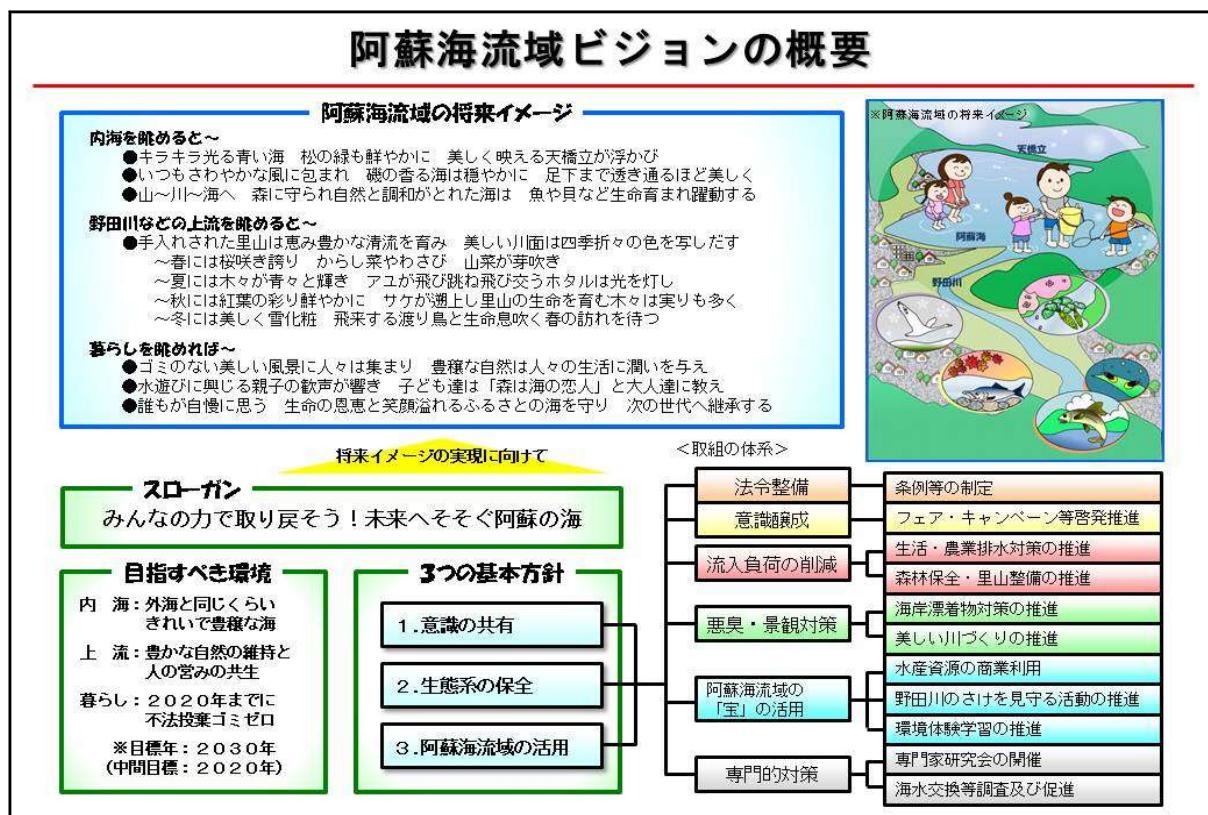
## 6 水域別施策の推進

### （1）閉鎖性水域の水質汚濁防止対策の推進

瀬戸内海のうち、特に大阪湾における**富栄養化\***による被害を防止する観点から、平成28年11月に「瀬戸内法」に基づく「瀬戸内海の環境の保全に関する京都府計画」を改定、平成29年6月には「水質汚濁防止法」に基づく「第8次水質総量削減計画」を新たに策定し、窒素及びりんの削減を図り、その方途として、下水道・し尿処理施設の整備、下水道の高度処理の推進、排水処理施設の設置・管理の徹底、畜産排水対策、広報・啓発活動等の総合的施策を推進しています。なお、「第8次総量削減計画」に基づく新たな総量規制基準を新設事業場には平成29年9月から、既設事業場には平成31年4月から適用すること等により、汚濁負荷量の削減を引き続き進めることとしています。

また、府北部にある閉鎖性海域は、いずれの海域も環境基準の達成率が芳しくなく、近年水環境の悪化が深刻になっています。天橋立の内海である阿蘇海では、有識者、地域関係団体、関係市町及び府で構成する「阿蘇海環境づくり協働会議」を立ち上げ、阿蘇海を**里海\***として創生するための活動を行っているところです。平成27年3月には、阿蘇海流域の将来のるべき姿や目標、取組の基本方針とその体系等をまとめた「阿蘇海流域ビジョン」を策定し、平成28年3月には、宮津市及び与謝野町が「阿蘇海流域ビジョン」の実現を目指し、共同で「美しく豊かな阿蘇海をつくり未来につなぐ条例」を制定しました。今後とも、地域住民や関係団体、行政等の協働の輪をより一層広げ、環境改善の取組をさらに推進することとしています。

図3-31 阿蘇海流域ビジョンの概要



## (2) 河川の水質汚濁防止対策の推進

河川は、水道用水、工業用水、農業用水として利用されているほか、漁業、観光、生態系の維持等の面からも水質の保全が極めて重要です。また、生産活動の拡大や都市への極度の人口集中に伴い河川環境が悪化したため、淀川水系（桂川、宇治川、木津川）と由良川において水質汚濁防止連絡協議会が設置され、関係行政機関が協力し、広域的に水質保全対策を推進しています。

また、河川のしゅんせつ、清掃等を積極的に進め、環境の保全を図っています。

## 7 地下水の保全

### (1) 有害物質等の地下浸透防止対策の推進

有害物質を使用している府内の工場等に対し計画的に立入調査を実施し、有害物質の取扱いについて一層の注意を促すとともに、地下水汚染のおそれがある場合には調査の実施、環境基準を超過した場合の府への速やかな報告及び必要な浄化対策に万全を期すよう指導を行っているところです。

また、地下水汚染の未然防止のため、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設等に対する構造等に関する基準遵守義務制度等を通じ、有害物質の取扱いの実態をより正確に把握し、事業者に対して地下浸透防止のための指導を行っています。

### (2) 地下水の保全対策の実施

城陽市、向日市、長岡京市及び大山崎町では「地下水採取の適正化に関する条例」を定め、井戸の新設・堀替を行う場合は取水基準に適合するものみを許可するなどの規制を行っています。

また、八幡市では「地下水の採取の届出に関する要綱」、京田辺市及び精華町では「地下水保全要綱」を制定しています。

## 第3節 土壌環境・地盤環境の保全

### 1 現状と課題

土壤汚染の未然防止と健全な土壤環境の維持を図るため、工場・事業場の汚水の適正処理、有害物質等の地下浸透の禁止を徹底することが重要です。府では「土壤汚染対策法」の適正な運用により有害物質による土壤汚染の状況の把握及び汚染による人の健康被害の防止に努めています。

また、過去に汚染が認められた一部の農用地について、土地改良事業等の対策が進められています。

### 2 土壤汚染防止対策の推進

#### (1) 「土壤汚染対策法」について

「土壤汚染対策法」（平成15年2月施行、平成22年4月改正法施行）では、以下のような規定が定められており、府では同法に基づき、きめ細かい土壤汚染対策指導を行っています。

- ア 有害物質使用特定施設の使用廃止時の土壤汚染状況調査の義務付け
- イ 土地の掘削等形質の変更（3,000m<sup>2</sup>以上ものに限る。）を行う場合の事前届出
- ウ 健康被害のおそれの有無に応じた区域の指定と措置
- エ 自主調査において土壤汚染が判明した場合、土地の所有者等の申請に基づく区域指定
- オ 汚染土壤の処理等に係る規制 等

また、土地の所有者等による、法による義務付けのない土壤汚染の調査や措置についても、汚染の拡散防止の観点から、土壤汚染対策法の規定に準じた指導等を行っています。

なお、「土壤汚染対策法」が制定される以前から、敷地内において汚染が確認されたため浄化対策が実施されている工場跡地等もあります。

#### 【「土壤汚染対策法」の改正】

「土壤汚染対策法」は、平成22年4月の改正から5年が経過したことから見直しが行われ、平成29年5月に改正法が公布されました（第1段階施行：平成30年4月、第2段階施行：平成31年4月）。

当該改正により、土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大、汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等、土壤汚染に関するより適切なリスク管理を推進するための措置が講じられることとなります。

表3-33 「土壤汚染対策法」の施行状況（平成30年4月～平成31年3月まで）

項目	件数
有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	29
有害物質使用特定施設使用廃止時の土壤汚染状況調査結果報告件数（法第3条第1項）	4
上記調査の一時的免除確認件数（法第3条第1項ただし書）	16
一定規模以上の土地の形質変更に伴う届出件数（法第4条第1項）	198
土壤汚染状況調査命令件数（法第4条第2項）	0
土壤汚染状況調査命令件数（法第5条第1項）	0
要措置区域の指定件数（指定解除済を含む）（法第6条第1項）	2
形質変更時要届出区域の指定件数（指定解除済を含む）（法第11条第1項）	6
区域指定の申請の件数（法第14条第1項）	4

(注) 京都市内の件数含む。

#### (2) 農用地における土壤汚染

府内では、福知山市大江町の一部で鉱山の排水に含まれるカドミウム等が原因と考えられる土壤や農作物の汚染が確認されているため、定期的な監視や、湛水管理による吸収抑制対策等の徹底を実施しています。

### 3 地盤沈下防止対策の推進

京都盆地は、そのほとんどが沖積層あるいは洪積層に属しており、工業用水等の地下水依存度が高い状況にあります。府内では、京都市南部や乙訓地域で地盤沈下の傾向が見られたことから、昭和52年度から平成16年度にかけて乙訓地域で水準測量を実施したところです。また、揚水量等の情報収集を行い、状況の把握に努めています。

## 第4節 騒音・振動の防止

### 1 現状と課題

騒音に係る環境基準は、一般地域、道路に面する地域、新幹線鉄道沿線に地域を指定し類型を当てはめています。

府では、関係市町と連携して環境基準の達成状況等を監視していますが、環境基準が達成されていない地域においては、一層の対策を講じる必要があります。

騒音・振動は、人により感じ方が違うことから、感覚公害と言われています。これらの公害苦情については、事業活動に起因するものから日常生活に起因するものまで多岐に渡っており、発生原因に応じた対策が必要です。

### 2 自動車騒音・道路交通振動防止対策の推進

平成30年度の騒音の環境基準の達成状況については、表3-34のとおりです。また、道路交通振

動については、府及び関係市町が84地点で測定を行い、すべての地点で要請限度を達成しています。

また、道路に面する地域に立地する住居ごとの環境基準達成率（面的評価）の評価結果は表3-35のとおりでした。

府では、低騒音舗装（排水性舗装）の施工等道路構造の改善を図ることにより、自動車騒音等の軽減に努めています。

**表3-34 一般地域及び道路に面する地域における騒音の環境基準の達成状況（平成30年度）**

ア 一般地域（道路に面する地域以外の地域）

	A地域	B地域	C地域	合計
昼間	24/24(100%)	17/19(89%)	6/6(100%)	47/49(96%)
夜間	23/24(96%)	17/19(89%)	6/6(100%)	46/49(94%)

イ 道路に面する地域

	A地域 2車線以上	B地域 2車線以上	C地域 1車線以上	幹線道路近接空間	合計
昼間	0/5(0%)	2/4(50%)	2/3(67%)	98/113(87%)	102/125(82%)
夜間	0/5(0%)	3/4(75%)	2/3(67%)	83/113(74%)	88/125(70%)

(注) 1 A地域とは、専ら住居の用に供される地域、B地域とは、主として住居の用に供される地域、C地域とは、商業・工業等の用に供される地域

2 幹線道路近接空間とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道等に面する地域のうち、2車線以下の車線を有する道路にあっては、道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路にあっては、道路端から20mまでの範囲

3 昼間とは、午前6時から午後10時までの間、夜間とは、午後10時から翌日の午前6時までの間

4 環境基準達成地点数/測定地点数

**表3-35 道路に面する地域に立地する住居ごとの環境基準の達成状況（面的評価）（平成30年度）**

	評価住戸数（戸）			環境基準達成住戸数（戸）			達成率（%）		
	京都市内	京都市外	合計	京都市内	京都市外	合計	京都市内	京都市外	合計
昼間	50,381	16,933	67,314	47,502	16,377	63,879	94	97	95
夜間				47,984	16,141	64,125	95	95	95

(注) 達成率は、環境基準達成住戸数／評価住戸数×100（%）により計算し、数値については、四捨五入しています。

### 3 新幹線鉄道騒音・振動防止対策の推進

府内における平成30年度の新幹線の騒音の環境基準及び振動の指針値の達成状況は表3-36のとおりです。

府では、測定データを基に鉄道事業者に騒音・振動防止対策を要請しています。現在までに防音壁の設置・更新や新型車両の導入等の対策が順次とられてきています。

**表3-36 新幹線鉄道沿線における音の環境基準及び振動の指針値の達成状況（平成30年度）**

	騒音 (環境基準達成地点数／測定地点数)			振動 (指針値達成地点数／測定地点数)	
	12.5m	25m	50m	25m	
類型I	3/7(43%)	7/7(100%)	7/7(100%)	7/7(100%)	
類型II	3/3(100%)	3/3(100%)	3/3(100%)	3/3(100%)	
計	6/10(60%)	10/10(100%)	10/10(100%)	10/10(100%)	

(注)類型Iとは、主として住居の用に供される地域、類型IIとは、商業・工業等の用に供される地域

#### 4 工場・事業場等の騒音・振動防止対策の推進

府内では「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく指定地域として、令和元年12月末現在、14市5町の都市計画法に基づく用途地域が指定され、工場・事業場に係る規制基準\*及び特定の建設作業に係る規制基準が設定されています。

なお、平成24年4月1日からは、市の区域については市が規制基準を定めています。

さらに、「京都府環境を守り育てる条例」では、「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく特定施設以外に、特定施設の横出し（規制）\*や規模のすそ下げ（規制）\*を行うとともに、指定地域以外の地域においても特定施設の届出を義務付けています。

平成30年度末における「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく特定施設及び条例に基づく特定施設の届出状況並びに平成30年度内の法に基づく特定建設作業の届出数は表3-37のとおりです。

表3-37 平成30年度末時点における法及び条例に基づく特定施設の設置届出状況及び平成30年度内における特定建設作業の届出件数

	騒音規制法	振動規制法	条例	
			騒音	振動
特定施設数	38,748	21,570	116,376	41,864
工場等数	7,046	4,442	11,155	5,380
特定建設作業届出件数	1,364	573	—	—

#### 5 近隣騒音防止対策の推進

府では、「京都府環境を守り育てる条例」において拡声機の使用制限や飲食店等のカラオケ等音響機器の使用制限等の規定を設けています。

また、テレビ、ピアノ、ペットの音等による生活騒音については「京都府環境を守り育てる条例」において近隣の静穏保持義務を定めており、住民の騒音防止意識やマナーの向上を図るために、啓発活動を行っています。

表3-38 「京都府環境を守り育てる条例」に基づく拡声機の使用や夜間営業等の騒音に関する規制

対象となる行為	規制内容	規制時間帯	規制地域
住居地域で飲食店営業を営む者のカラオケ等音響機器の使用	使用を禁止（外に漏れない場合を除く）	午後11時～午前6時	指定地域内
住居地域等で飲食店営業を営む者等の騒音の発生	音量を制限	午後10時～午前6時	指定地域内
住居地域等で資材等を屋外で常時保管する場所での作業	音量を制限	午後10時～午前6時	指定地域内
航空機からの拡声機による商業宣伝	使用を禁止	正午～午後1時を除く全時間帯（京都市は全時間帯）	府内全域
その他拡声機による商業宣伝	使用方法及び音量を制限	午前8時～午後8時	府内全域

### 第5節 廃棄物・リサイクル対策の推進

#### 1 現状と課題

国は、環境負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に向けて「循環型社会形成推進基本法」

を平成12年6月に制定し、併せて「容器リサイクル法」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」を新たに制定するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」や「再生資源利用促進法」の改正を行い、循環型社会の形成に向けての法律の整備を行いました。平成30年6月に策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて国が講すべき施策を示しています。

府においては、平成22年10月策定の「新京都府環境基本計画」において「限りある資源を大切にする循環型社会づくり」を掲げ、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用(3R)の考え方や仕組みを浸透させ廃棄物の発生量や最終処分量を抑制する施策を進めており、平成29年3月に見直しを行った「京都府循環型社会形成計画(第2期)」により、廃棄物の適正な処理と循環型社会の形成を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

また、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進するための仕組みとして「京都府産業廃棄物税条例」を制定、平成17年4月から施行しました。平成18年12月には、持続可能な循環型社会の構築に向けて、産業廃棄物税の効果的な活用を図ること等により、産業廃棄物の減量(発生抑制・再利用)・リサイクルの促進を図るために、「産業廃棄物の減量・リサイクル戦略プラン」を策定し、平成20年7月には「京都府産業廃棄物減量・リサイクル推進ネットワーク協議会」を設置しました。そして、産業界、処理業界、行政等で議論を重ね、平成23年3月に「ワンストップサービス」での「総合的な支援機関」の設立について合意に達し、平成23年6月には、府内の産業界、廃棄物処理業界、大学等研究機関、府、京都市が連携し、府内企業に対する産業廃棄物の減量・リサイクルの取組支援を目的に「京都府産業廃棄物減量・リサイクル支援センター」を設立しました。なお、平成24年度から法人化し、「一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター」としています。当センターでは、産業廃棄物税による税収を活用し、以下の事業を実施しています。

#### (1) ゼロエミッションアドバイザー派遣事業

事業所の3Rに関する取組等への相談に対応するため、専門知識を有するゼロエミッションアドバイザー(現在25名)を現地派遣。平成30年度は、延べ60の事業所にアドバイザーを派遣。

#### (2) 京都府3R技術開発等支援補助事業

産業廃棄物の3Rに関する研究・技術開発、リサイクル施設の整備やリサイクル製品等の販路開拓に係る経費を補助。平成30年度は、6事業に補助を実施。

#### (3) 産業廃棄物3R情報提供事業

事業者の適正処理やリサイクルに関する相談に対応するため、同センターと公益社団法人京都府産業廃棄物協会とが連携して中間処理業者等に関する情報を提供。

また、最新の3R等の情報を発信するために、毎年4回ニュースレターを発行。

#### (4) 3R人材育成等支援事業

事業者や処理業者の法令知識向上、新しい制度普及のため、行政機関、関係団体と連携して、府内各地で研修会やシンポジウムを開催。平成30年度は、延べ10回、約500人に講習等を実施。

また、企業等において3R推進を担う人材を育成するための一助として、就職を控えた3大学の学生を対象とした産業廃棄物処理業者の現地視察を実施。

平成28年12月には、産業廃棄物の最終処分量のさらなる削減を目的として、「産業廃棄物の3R戦略プラン」を策定しました。今後、掲げた施策を実行し、府内の資源循環の取組支援を強化

していくこととしています。

一方、不法投棄対策については、関係機関と連携し、監視パトロールを強化するとともに、平成14年12月に「京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例」を制定し、不法投棄等の防止と原状回復に全庁挙げて取り組み、不法投棄の撲滅に努めています。

また、平成26年3月には「京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例」を制定し、地域における合意形成が円滑に行われ、生活環境の保全が図られるようにしています。

## 2 京都府循環型社会形成計画

資源の枯渇や地球温暖化の進行、生物多様性の劣化等が、人類にとって喫緊の問題となっており、それらの解決に向けて、世界の国や地域はもとより私たち一人ひとりの努力と協力が必要とされる時代を迎えています。

府が推進する地球温暖化対策や自然環境の保全等、持続可能な社会づくりに向けた幅広い取組と連携しながら、資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現するための方策を明らかにするため、「京都府循環型社会形成計画」（平成14年度から平成22年度）を平成15年3月に策定し、その後、平成17年度の実績を踏まえて計画の見直しを行いました。

さらに、平成24年3月には、第1期計画の実績反映、再検討を行い、「京都府循環型社会形成計画（第2期）」（平成23年度から令和2年度）を策定し、その後、平成27年度の実績を踏まえて平成29年3月に計画の見直しを行いました。

循環型社会の形成には、地域に根ざした取組の広がりが不可欠であり、府では、この計画において、府内の廃棄物処理の現状と課題を明らかにするとともに、廃棄物の減量等の目標を定めています。さらに、目標を達成し、循環型社会の形成を推進していくための施策の基本方向を定め、府民、事業者、行政等の各主体の役割を示すとともに、各主体による自主的取組や各主体間の協力・協働取組を促進するため、以下のような施策の一層の推進に努めています。

### (1) 一般廃棄物の3Rの推進

- ア 食品ロスをはじめとする食品廃棄物の削減のための府民、事業者等の取組啓発
- イ 雑紙の分別・リサイクルの促進のための府民、事業者等の取組啓発
- ウ 市町村等と協力した廃家電や小型家電のリサイクルの推進

### (2) 産業廃棄物の3Rの推進

- ア 一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターによる排出事業者等の取組支援
- イ 「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」等に基づき、リサイクルと適正処理を推進

### (3) 次世代を担う産業廃棄物3R取組の推進

- ア IoT等の次世代技術を活用した分別・リサイクル体制の高度化
- イ 「京都3Rカウンセラー」制度における産業廃棄物処理業者による排出事業者へのアドバイス機能の強化
- ウ 見学ツアーやインターンによる人材育成

### (4) 廃棄物の適正処理

- ア 「廃棄物処理法」に基づく規制等の徹底及び違法行為に対する厳格な行政処分の実施
- イ PCB廃棄物や水銀使用廃製品等の有害廃棄物の適正処理の推進

### (5) 不法投棄対策の推進

- ア 警察・市町村等と連携した不法投棄対策の推進
- イ ドローンによる監視や監視カメラの設置、フリーダイヤルやメールによる通報の受付、運送

業者との通報協定の締結並びに休日を含む監視パトロールの実施

ウ 不法投棄やっつけ隊による廃棄物の撤去及び不法投棄の再発・拡大防止の推進

(6) 非常災害時における廃棄物処理体制の構築

ア 災害廃棄物処理計画の運用（見直しを含む。）

イ 「災害廃棄物処理連絡協議会」の運営

表3-39 廃棄物の減量等の目標

項目		目標値 平成27年度→平成32年度
一般廃棄物の減量化の目標	排出量	843千トン/年→705千トン/年
	再生利用率	15.6%→18.3%
	減量化率	71.4%→68.7%
	最終処分量	110千トン/年→92千トン/年
産業廃棄物の減量化の目標	排出量	4,445千トン/年→4,040千トン/年
	再生利用率	43.4%→45.8%
	減量化率	54.1%→52.3%
	最終処分量	112千トン/年→75千トン/年
項目		目標値 平成27年度→平成30年度
一般廃棄物の取組目標	家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	4市町村→8市町村
	家電リサイクル法上の小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市町村の数	21市町村→26市町村
	使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村数	18市町村→26市町村

### 3 一般廃棄物対策の推進

#### (1) 減量化・リサイクルの推進

全国のごみの総排出量（収集ごみ量+直接搬入量+自家処理量+集団回収量）は、平成29年度で4,289.4万トンで、国民1人当たりの1日の排出量（ごみの総排出量から集団回収量を除いたもの）は874gとなっています。一方、府内で排出されたごみの総排出量は平成29年度で80.5万トンで、府民1人当たり1日の排出量は782g（平成28年度は783g）となり、減少傾向が続いています。

ごみの排出の内訳を見ると、家庭系ごみ（家庭の日常生活に伴って発生したごみ）が約59.9%（平成29年度）、事業系ごみ（事業活動に伴って発生したごみで産業廃棄物以外のごみ）が約40.1%（平成29年度）となっています。

一般廃棄物は「廃棄物処理法」において市町村が処理を行うことになっていますが、府内の市町村で処理されるごみの81.7%は直接焼却処分、13.6%は資源化等の中間処理、1.9%は直接埋立処分（焼却残さ等の埋立を除く。）、2.8%は直接資源化処理されています。中間処理後の資源化量と直接資源化量に集団回収を含めたリサイクル率は、15.9%（平成29年度）となっています。

市町村における容器包装ごみの分別収集等状況については、平成13年4月から「資源有効利用促進法」に基づき、既に表示を義務付けているペットボトル等に加え、その他プラスチック製容器包装及びその他紙製容器包装の識別表示が義務付けされ、これにより両品目の分別収集、再商品化も効率的に進みつつあり、「市町村分別収集計画」に基づき、計画的に分別収集と再商品化が実施されています。

また、平成24年3月に第2期計画の策定を行った「京都府循環型社会形成計画」の目標とする、環境への負荷が少なく循環を基調とした社会経済システムの実現に向けて、クリーン・リサイクル運動をはじめ、市町村と連携を行い、一層の取組を図っています。

表3-40 ごみの総排出量の推移

(単位:千t)

区分	年度	年度										
		平成19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
京都府	家庭系ごみ量	527	510	491	495	498	491	483	473	465	452	448
	事業系ごみ量	453	418	389	349	340	343	341	335	318	298	300
	ごみ排出量	980	928	880	844	839	835	841	808	784	750	748
	集団回収量	60	63	61	59	61	61	341	60	60	59	58
全国	ごみ総排出量	1,040	991	941	903	900	895	341	868	843	809	805
	ごみ排出量	47,823	48,151	43,492	42,658	42,786	42,588	341	41,814	41,587	40,900	40,723
	集団回収量	3,049	2,926	2,792	2,729	2,682	2,646	341	2,503	2,394	2,270	2,172
全国	ごみ総排出量	50,872	48,151	46,284	45,387	45,468	45,234	341	44,317	43,981	43,170	42,894

図3-32 ごみの1人一日当たりの排出量の推移

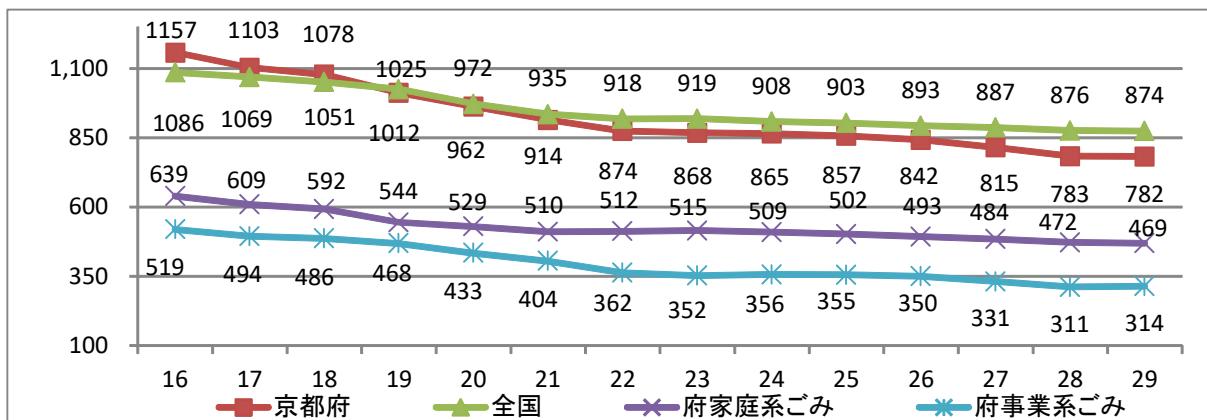


表3-41 ごみの処理状況の推移

(単位: %)

区分	年度	年度												
		平成16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
直 接 焼 却	79.7	80.9	80.9	81.2	81.3	81.7	83.1	83.0	82.3	81.8	82.6	82.2	82.2	81.7
資源化等の中間処理	12.8	12.7	12.9	12.5	13.6	13.7	12.9	13.2	13.8	13.8	13.3	13.6	13.7	13.6
直 接 理 立	6.2	4.5	4.1	3.6	3.2	2.8	2.6	1.7	1.7	1.9	1.7	1.6	1.5	1.9
直 接 資 源 化	1.3	1.9	2.1	2.7	1.9	1.8	2.0	2.1	2.3	2.5	2.4	2.7	2.6	2.8
リサイクル率	8.7	9.4	10.7	12.2	13.0	12.9	13.3	13.4	13.8	14.4	14.7	15.6	16.0	15.9

(注) 市町村で処理されるごみの処理方法別の比率を表しています。

リサイクル率= (市町村における資源化量+集団回収量) / (市町村における処理量+集団回収量) × 100

表3-42 「市町村分別収集計画」の概要（品目別分別収集実施市町村数）

区分	第7期計画	第8期計画				
		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度(実施率%)
適定分合物基準	ガラスびん (無色・茶色・その他)	26				26(100)
	紙製容器包装 (その他紙)	3				4(15)
	PETボトル	26				26(100)
	プラスチック製容器包装 (その他プラスチック)	26				26(100)
法第2条第6項	スチール缶	26				26(100)
	アルミ缶	26				26(100)
	段ボール	23				24(92)
	飲料用紙製容器包装 (紙パック)	21				22(85)

\*「特定分合物基準適合物」とは、容器包装の製造販売を行っている事業者にリサイクル義務のある容器包装

\*「法第2条第6項指定物」とは、容器包装の製造販売を行っている事業者にリサイクル義務が生じない容器包装

\*「プラスチック製容器包装」には、白色トレイのみを回収する市町村数を含んでいる。

\*「紙製容器包装」とは、紙パック、段ボール以外の紙製容器包装であり、紙箱や包装紙などが該当

\*「第7期計画」は、平成28年度に実際に分別収集を行った市町村数

また、食品廃棄物の削減については、本来食べられるにも関わらず捨てられる「食品ロス」の削減が大きな課題であることから、府では、「第3次食育推進計画」(平成28年度～平成32年度)において、食品ロス削減への取組を食育の一環として「食べ物に対する感謝」や「もったいない」など府民の食べ物に対する意識が向上するよう「家庭での実践」を基本に、業界の協力も得て行う府民運動として展開するものと位置づけています。また、府民や食品関係事業者、行政等が一体となって、食品ロスの削減に向けた取組を進めるため、京都府食品ロス削減府民会議を設置し、食品ロス削減のための施策を展開しています。

具体的な取組として

- ・府民一人ひとりが食品ロスについて考え、削減の方法を学ぶ講演会・講習会等を開催
- ・食品ロス削減に役立つ調理方法や冷蔵庫の整理術などの動画を「京都府食の府民大学」の講座として公開
- ・食品ロス削減等の取組を実践する飲食店・宿泊施設を「食べ残しぜロ推進店舗」として認定するなど、今後も府民の皆様に食品ロス削減の取組を広く実践してもらえるよう努めていきます。

図3-33 「京都府食の府民大学」の一場面



使い切りレシピ（万願寺とうがらし）

野菜の保存方法  
～保存基準～

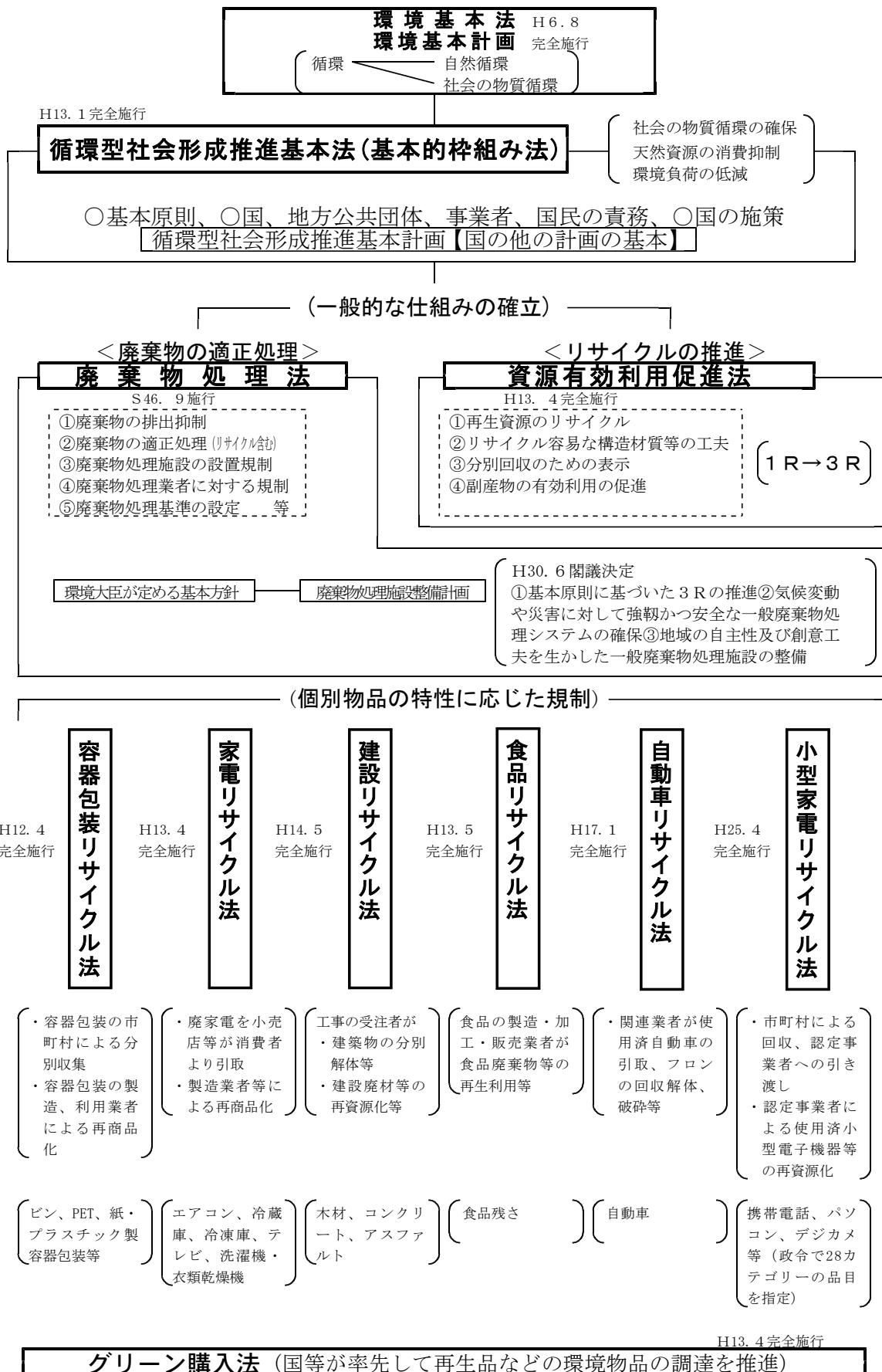
**Q.** 野菜が少し残った時は、どのように保存するとよいですか？

**A.** 全てすぐ使う時はラップかポリ袋に入れて野菜室へ。しばらく使わないような時は食材が新鮮なうちに切って、冷凍するのがオススメです。



野菜ソムリエによる「野菜の保存方法」

図3-34 循環型社会の形成の推進のための施策体系



## (2) 計画的な施設整備の促進

一般廃棄物処理施設の整備は、「廃棄物処理法」上、市町村の責務と位置付けられていますが、生活環境影響調査等の法的手続や諸調整に年月を要することから、その計画的な整備が求められています。

このため、同法は市町村が策定する一般廃棄物処理計画において、「一般廃棄物処理施設の整備に関する事項」を定めることとしているとともに、国においては、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を図るため、循環型社会形成推進交付金等を交付することとしています。

府としても、このような市町村の施設整備について、技術的な助言を行うとともに、循環型社会形成推進交付金等の交付につき必要な調整を行うこととしています。

表3-43 一般廃棄物処理施設整備事業の状況

市町村・組合名	事業種別
京都 市	高効率原燃料回収施設
	マテリアルリサイクル推進施設
	先進的設備導入事業
舞鶴 市	最終処分場
綾部 市	マテリアルリサイクル推進施設
京丹後 市	先進的設備導入事業
城南衛生管理組合	高効率ごみ発電施設
相楽郡広域事務組合	基幹的整備改良事業
宮津与謝環境組合	マテリアルリサイクル推進施設
	エネルギー回収型廃棄物処理施設
枚方京田辺環境組合	計画支援事業

(令和元年度循環型社会形成推進交付金等事業によるもの)

## (3) リサイクル諸法の実施状況

府では、国における各種リサイクル法の施行を受けて、法の円滑施行を図るための取組を行っています。

「容器包装リサイクル法」については、「京都府分別収集促進計画」に基づき、市町村等の分別収集等の取組支援を行っています。今後も引き続き分別収集の促進に努めていきます。

「家電リサイクル法」については、平成13年4月から完全施行され、消費者が料金を負担し、事業者が回収・リサイクルするシステムとなっています。府は、法の円滑施行のための周知や市町村を通じて制度の実施状況の把握等に努めています。

「建設リサイクル法」については、平成14年5月から完全施行され、建設工事や解体工事において発生する建設資材廃棄物（コンクリート、アスファルト、木材）の分別と再資源化等が義務付けられました。府においては、事前に再資源化の目標等を示した実施方針を策定し、事業者に対するPRや解体工事業者の登録を促進するなど制度の適正な実施に努めてきました。今後とも、工事の届出や工事現場における分別が徹底されるよう、パトロールによる現場指導等を積極的に行い、建設リサイクル制度の推進を図っていくこととしています。

「食品リサイクル法」については、法に基づく事業者等の取組を把握し、市町村等に対して、廃棄物処理法上の取扱い等について、必要に応じて周知を図っています。

「グリーン購入法」については、環境にやさしい物品等（環境物品等）の調達を推進し、需要面から循環型社会の形成を支援しようとするもので、平成13年11月に府のグリーン調達方針を策定しました。また、今後府内の市町村、事業者等にも同様の取組が広がるよう、「京都グリーン購入ネットワーク」の設立（平成16年11月）を機に連携の輪を広げ、さらなる推進を図っています。

「資源有効利用促進法」については、平成15年10月から家庭用パソコンのリサイクルが施行され、また平成16年7月には、回収メーカーが存在しない家庭用パソコンも回収できるよう制度が拡充されました。府では円滑施行のための周知や市町村を通じて制度の実施状況の把握等に努めています。

「自動車リサイクル法」については、使用済みの自動車のリサイクル・適正処理を図るシステムとして、平成17年1月に全面施行されました。府では、本法の円滑な施行に努めています。

「小型家電リサイクル法」については、平成25年4月に施行され、市町村が分別収集した使用済小型家電を国が認定した認定事業者に引き渡し、認定事業者が適正なリサイクルを行うシステムです。府では、法の円滑施行のための周知や、市町村の制度実施の推進に努めているところです。

#### (4) 散乱ごみ等発生防止策の推進

府においては、「京都府環境を守り育てる条例」第29条の規定により、ごみの投棄を禁止しており、府内17市町では、それぞれ独自のポイ捨て禁止条例を制定しているところです。うち5市町では罰則を定め、散乱ごみ等の発生防止に向けた対策を進めています。

また、依然として道路、河川、森林等への産業廃棄物等の不法投棄が見られることから、府では「不法投棄等撲滅京都府民会議」を設置して、市町村をはじめとする関係機関・団体と連携しながら、府民等へ不法投棄の未然防止に対する啓発等を実施しています。

表3-44 ポイ捨て禁止条例の制定状況

市町村名	施行年	条例の名称	罰則規定
京都 市	H 9	京都市美化の推進及び飲料容器に係る資源の有効利用の促進に関する条例	有
向日 市	H26	向日市のまちを美しくする条例	無
長岡京 市	H18	長岡京市まちをきれいにする条例	無
大山崎 町	H14	大山崎町生活環境美化に関する条例	無
宇治 市	H12	宇治市環境美化推進条例	有
八幡 市	H18	八幡市美しいまちづくりに関する条例	有
京田辺 市	H10	京田辺市まちをきれいにする条例	無
井手 町	H11	井手町環境保全条例	無
宇治田原 町	H19	宇治田原町まちをきれいにする条例	有
木津川 市	H19	木津川市空き缶等のポイ捨て、飼い犬のウン放題、落書きのない美しいまちづくりを推進する条例	有
精華 町	H23	精華町まちをきれいにする条例	無
亀岡 市	H17	亀岡市環境美化条例	無
南丹 市	H18	南丹市美しいまちづくり条例	無
舞鶴 市	S 59	舞鶴市環境美化条例	無
宮津 市	H20	宮津市安全で美しいまちづくり条例	無
与謝野 町	H18	与謝野町のまちを美しくする条例	無
京丹後 市	H16	京丹後市美しいふるさとづくり条例	無

#### (5) 「京都府海岸漂着物対策推進地域計画」の策定

近年、国内・国外からの大量の海岸漂着物等によって、海岸環境の悪化や海岸機能の低下、漁業への影響等が引き起こされており、こうした状況に対応するため「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(海岸漂着物処理推進法)が制定(平成21年7月)されるとともに、国の基本方針が策定(平成22年3月)されました。平成30年6月には「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に改正され、国の基本方針についても変更(令和元年5月)されました。

府においては、海岸漂着物処理推進法に基づき、平成23年12月に「京都府海岸漂着物対策推進地域計画」を策定し、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進しています。

#### ア 計画の概要

##### (ア) 必要な対策

- a 「京都府海岸漂着物対策推進協議会」の設置等、相互協力のための体制の整備
- b 海岸管理者・府・市町等の連携による、海岸漂着物等の円滑な処理の推進
- c 海岸・河川流域での不法投棄防止対策を含め、海岸漂着物等の発生抑制対策の推進
- d 海岸保全の重要性・取組の紹介等の普及啓発及び環境教育の推進
- e 近隣他県との連携強化及び国への要請、財源確保の働きかけ

##### (イ) 重点区域

府内の海岸のうち、海岸の利用状況や景観形成上の観点から、特に重点的に対策が必要と認められる49海岸を重点区域として設定しました。

表3-45 重点区域の設定状況

京丹後市	蒲井海岸、蒲井東海岸、琴引浜、砂方漁港海岸、間人漁港海岸、竹野海岸、袖志海岸、浅茂川海岸、中浜海岸、湊宮葛野海岸、浦明神崎海岸、久美浜海岸、大明神河内海岸、大向海岸、箱石湊宮葛野海岸、浜詰海岸、小浜海岸、上向海岸、下向海岸、後ヶ浜海岸、立岩海岸、此代海岸、上野平海岸、久僧海岸、尾和海岸、岩田海岸	【26海岸】
伊根町	蒲入海岸、本庄漁港海岸、浦島海岸、泊海岸、伊根漁港海岸	【5海岸】
宮津市	大島海岸、岩ヶ鼻海岸、里波見海岸、栗田田井海岸、島陰海岸（農地保全海岸）、島陰海岸（漁港海岸）、栗田海岸、江尻海岸、天橋立海岸、大垣海岸、溝尻海岸、文殊海岸、由良海岸	【13海岸】
与謝野町	岩滝海岸	【1海岸】
舞鶴市	神崎海岸、瀬崎漁港海岸、竜宮浜漁港海岸、野原漁港海岸	【4海岸】

##### (ウ) その他の規定

- a 災害時に発生した海岸漂着物等への対応
- b 関係者間での情報共有や府民への幅広い情報提供
- c 「府海岸漂着物対策推進協議会」による進行管理
- d 国及び近隣府県との連携

#### イ 計画の進捗状況

##### (ア) 「京都府海岸漂着物対策推進協議会」の設置

平成24年2月に、海岸管理者、府、市町、地域団体等で構成される京都府海岸漂着物対策推進協議会を設置し、海岸漂着物対策を円滑かつ効果的に進めるための方策を議論しています。

##### (イ) 海岸漂着物の回収・処理

平成21年から平成23年に、国の地域グリーンニューディール基金を活用した「北部海水浴場クリーンアップ事業」を実施し、重点区域延べ70海岸で834トンの漂着物を回収しました。また、平成25年度及び平成26年度は、国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）の交付を受け、京都府地球温暖化対策等推進基金を造成し、海岸漂着物の回収・処理に取り組んでおり、舞鶴市、宮津市及び京丹後市で回収・処理等が実施されました。

平成27年度から平成30年度においても、国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）により、同事業を実施しています。

表3-46 平成30年度海岸漂着物回収・処理事業

事業主体	海岸漂着物回収・処理量 (補助対象分)	補助対象事業費
舞鶴市	43.6t (3海岸)	4,979千円
宮津市	22.2t (4海岸)	963千円
京丹後市	232.4t (18海岸)	23,561千円
与謝野町	21.8t (1海岸)	150千円
伊根町	21.8t (4海岸)	400千円

(ウ) 海岸漂着物の発生抑制に対する普及・啓発

平成24年8月、亀岡市において「海ごみサミット2012亀岡保津川会議」が開催され、内陸部における発生抑制を呼びかけ、知事から「琵琶湖・淀川水系から海のごみをともに考える流域宣言」を全国に発信しました。また、同サミットのプレイベントとして一定のルールを決め、スポーツとして楽しみながらごみ拾いをする「スポーツGOMI拾い」が実施されました。

地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）を活用して、平成26年度には亀岡市、舞鶴市、宮津市、京丹後市で、平成27年度、平成28年度には亀岡市、京丹後市、平成29年度、平成30年度には亀岡市で「こども海ごみ探偵団事業」等の普及・啓発に関する事業が実施されました。

表3-47 平成30年度海岸漂着物発生抑制事業

事業主体	事業名	補助対象事業費
亀岡市	こども海ごみ探偵団事業	1,500千円
	保津川の日 関連事業	
	情報発信事業	

(イ) 海辺の漂着物調査

府では、平成9年度から公益財団法人環日本海環境協力センターが主催する「海辺の漂着物調査」に参加し、琴引浜（京丹後市網野町）等での海岸漂着物の調査に取り組んでおり、琴引浜の鳴り砂を守る会、府立網野高等学校等の協力を得て調査が実施されました。

(6) 「京都府災害廃棄物処理計画」の策定

平成23年に発生した東日本大震災において、多量の災害廃棄物が発生し、その処理が復旧・復興における大きな課題となったことなどを踏まえ、国は、「災害廃棄物対策指針」を策定（平成26年3月・平成30年3月改定）し、大規模災害発生時の廃棄物を適正・迅速に処理するための施策を進めてきました。

府においても、平成30年には7月豪雨、台風等による風水害により、甚大な被害を受けており、近年の災害の発生状況や市町村における課題を踏まえ、「災害廃棄物対策指針（平成26年3月・平成30年3月改定）」に基づき、「京都府地域防災計画」で定めた「廃棄物処理計画」をより充実させた、「京都府災害廃棄物処理計画」を平成31年3月に策定しました。

ア 「市町村災害廃棄物処理計画策定マニュアル」の作成

府は、令和元年6月に市町村向けの災害廃棄物処理計画策定マニュアルを作成しました。今後、府内市町村の災害廃棄物処理計画の策定を重点的に支援していきます。

イ 「京都府災害廃棄物処理連絡協議会」の設置

令和元年8月に、府及び市町村等で構成される京都府災害廃棄物処理連絡協議会を設置し、広島市職員による平成26年8月豪雨及び平成30年7月豪雨に係る災害廃棄物処理対策について、講演会を実施しました。

## ウ 「京都府災害廃棄物処理図上演習」の実施

台風第15号、19号により各地で大きな被害が発生する中、令和元年11月、当該計画に基づき、国及び市町村等とともに緊張感をもって、図上演習を実施し、大規模水害を想定した廃棄物処理や仮置場設置等の対応訓練を行いました。今後も、地震等さまざまな災害を想定し、図上演習を継続して実施していきます。

## 4 産業廃棄物対策の推進

### (1) 産業廃棄物税の活用

府では、平成17年度から産業廃棄物税を導入し、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量1トン当たり1,000円を課税することにより、排出事業者や処理業者が市場メカニズムを通じて、廃棄物を削減するよう誘導するとともに、税収（平成30年度19,838万円）については、産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を促進するため、一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターにおいて産業廃棄物の3Rに取り組む事業者の支援等に活用しています。

また、資源が有効に活用され、CO<sub>2</sub>の排出量が少ない廃棄物処理がされる社会を目指し、平成29年度から「IoT・スマート産業廃棄物削減対策事業」を実施しています。

### (2) 減量化・リサイクルの推進

全国の産業廃棄物の総排出量は、平成27年度推計値で39,119万トンとなっています。

一方、府内の産業廃棄物の総排出量は、平成27年度推計値で444.5万トンとなっており、排出量の内訳は、汚泥が全体の55.1%を占め最も多く、次いでがれき類が17.8%、ばいじんが9.5%の順となっており、これら3種類で全体の82.4%を占めています。

産業廃棄物の排出量を業種別に見ると、電気・水道業が55.6%、建設業が21.3%、製造業が14.1%の順となっており、これら3業種で91.0%を占めています。

図3-35 産業廃棄物の処理状況（平成27年度推計値）

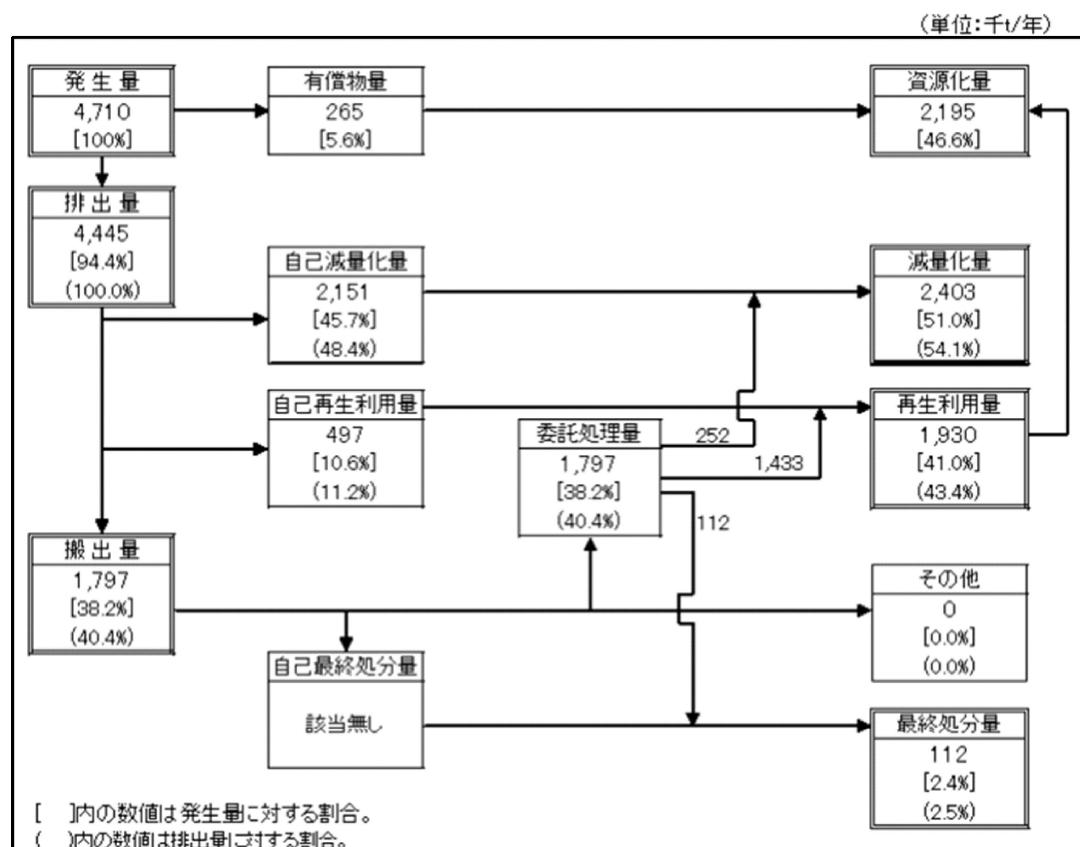


図3-36 府内の産業廃棄物の種類別  
排出状況（平成27年度推計値）

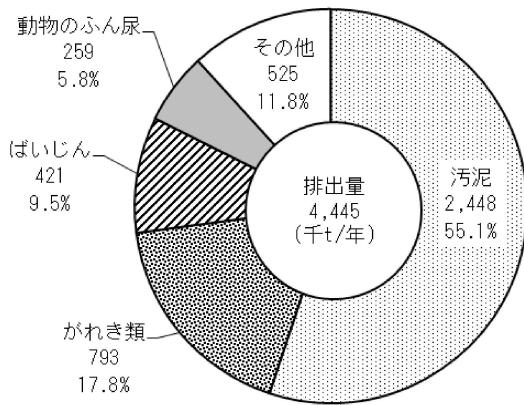


図3-37 府内の産業廃棄物の業種別  
排出状況（平成27年度推計値）

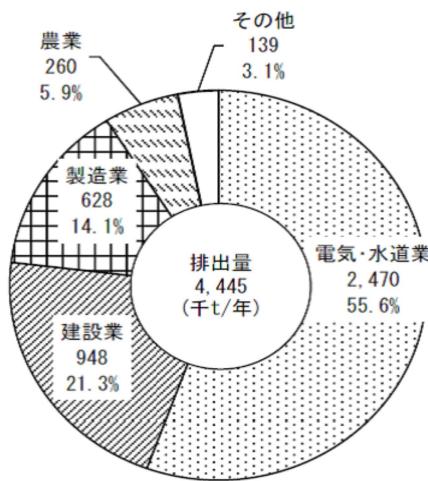
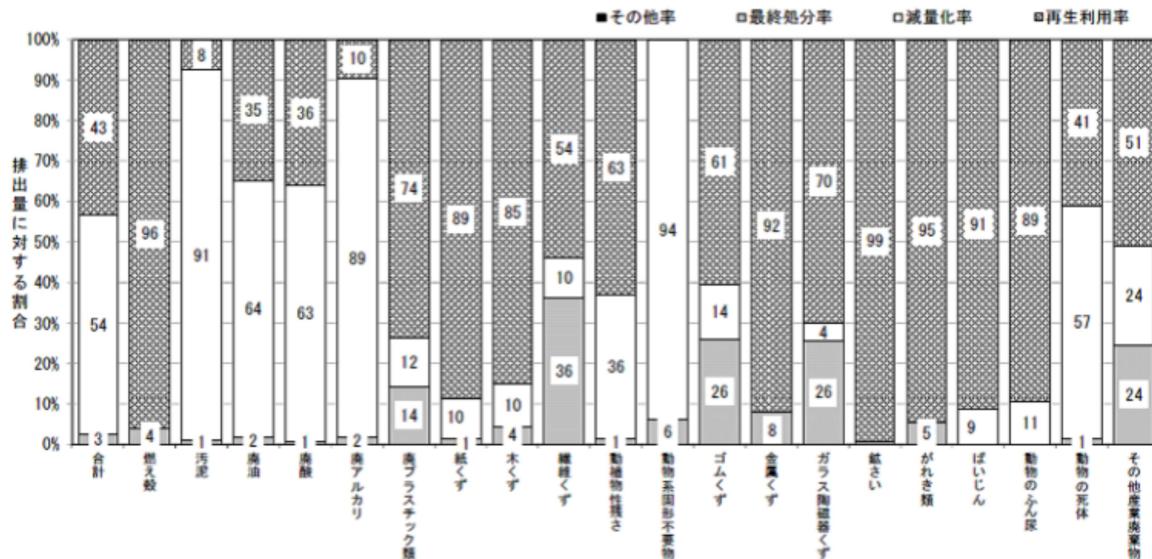


図3-38 府内の産業廃棄物の種類別の再生利用率、減量化率、最終処分率（平成27年度推計値）



### (3) 適正処理の推進

#### ア 産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者の監視・指導

府では、産業廃棄物を排出する事業者及び産業廃棄物処理業者に対して立入検査を実施し、産業廃棄物の減量化・再生利用の促進、適正な処理・処分等について監視・指導の徹底を図っています。

また、多量に産業廃棄物を排出する事業所（産業廃棄物の発生量が年間1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が年間50トン以上）に対して、産業廃棄物の減量化を含めた処理計画の策定を指導し、提出された計画を公表するとともに、次年度以降、当該年度の処理計画の策定と前年度の実施状況の報告を求めています。

#### イ 産業廃棄物処理施設の許可状況

府内の産業廃棄物処理施設で法許可件数は、平成30年度末現在、中間処理施設が195施設、最終処分場が12施設（現在稼働中は6施設）となっています。

#### ウ 産業廃棄物処理業者の許可状況

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）処理業者の知事許可業者数は平成30年度末現在

5,416件、京都市長許可業者数は平成30年度末現在253件で、収集運搬のみの許可が多数を占めます。

#### エ 産業廃棄物情報の管理

排出事業者及び産業廃棄物処理業者からの産業廃棄物処理実績報告書等データの管理、集計、分析をし、産業廃棄物の処理状況、施策の実施による効果等の把握や実態推計等を行い、産業廃棄物対策に活用しています。

#### (4) 公共関与による施設整備の推進

##### ア 株式会社京都環境保全公社に対する指導等

産業廃棄物の適正処理を確保するため、株式会社京都環境保全公社に対して、府、京都市、府内企業43社が出資し、公共関与による広域処理体制の整備を図っています。同社は、瑞穂環境保全センター（積替え、最終処分場）と、伏見環境保全センター（積替え、中間処理施設）を有し、近年では、固体燃料化施設の設置や最終処分場の拡張に伴う排水処理施設の整備等、府内における一貫処理システムとして産業廃棄物適正処理事業を実施しています。

##### イ 大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）への参画

「広域臨海環境整備センター法」の規定に基づき、大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）が推進されており、近畿2府4県168市町村（令和元年12月現在）から排出される廃棄物を受け入れています。事業主体である大阪湾広域臨海環境整備センターに対する府及び京都市は出資及び役職員派遣のほか、京都市以外の関係18市町村も出資を行い、同事業の促進を図っています。なお、同センターでは4埋立処分場（尼崎沖、泉大津沖、神戸沖、大阪沖）が稼働しています。

##### ウ 京都舞鶴港リサイクルポート推進協議会

資源循環型社会の構築に寄与することを目的として京都舞鶴港リサイクルポート推進協議会を設立し、総合静脈物流拠点整備計画の策定、循環資源集積システムの整備、リサイクル関連企業の活動支援、企業誘致の推進等の取組を実施しています。

### 5 不法投棄対策の推進

大規模な産業廃棄物の不法投棄事案は、減少傾向にありますが、この種の事案は、事態が発展・拡大する前の早期発見・早期対応が極めて重要です。

府では、不法投棄の未然防止と原状回復を実現するために全庁挙げて取り組むため、平成13年4月に副知事を本部長とする不法投棄等特別対策本部を設置するとともに、環境侵害のおそれがある事案に初期段階からの確な対応ができるよう、本庁に不法投棄等特別対策機動班を、各広域振興局に市町村や警察署の参加を得た不法投棄等特別対策広域機動班をそれぞれ設置しました。

さらに、悪質・巧妙化する事案に集中的に対処するため、本庁循環型社会推進課に機動班特別チームを配置し、警察本部と一体になった指導・取締りを行うなど、体制整備を図っています。

図3-39 監視員の活動



1年365日にわたるパトロールを展開



投棄内容物から行為者を確認し、撤去指導等を実施

## 6 土砂等の不適正処理対策の推進

建設発生土等の土砂を不適正に処理すれば、崩落等による人的物的な被害の発生が懸念されます。府では、生活環境の保全及び災害の防止のため、平成21年10月1日に「京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を施行し、各市町村及び関係機関と連携して監視指導を推進しています。

また、令和元年12月19日付けで本条例の見直しを行い、令和2年6月1日に施行されます。

今回の改正では、新たに土砂等搬入禁止区域の指定制度、災害発生防止措置の勧告制度を導入するほか、違反行為の中止や原状回復を命じる対象者の拡大などを行い、不適正な土地の埋立て等に対する抑止力を高め、生活環境の保全及び災害防止に資することとしています。

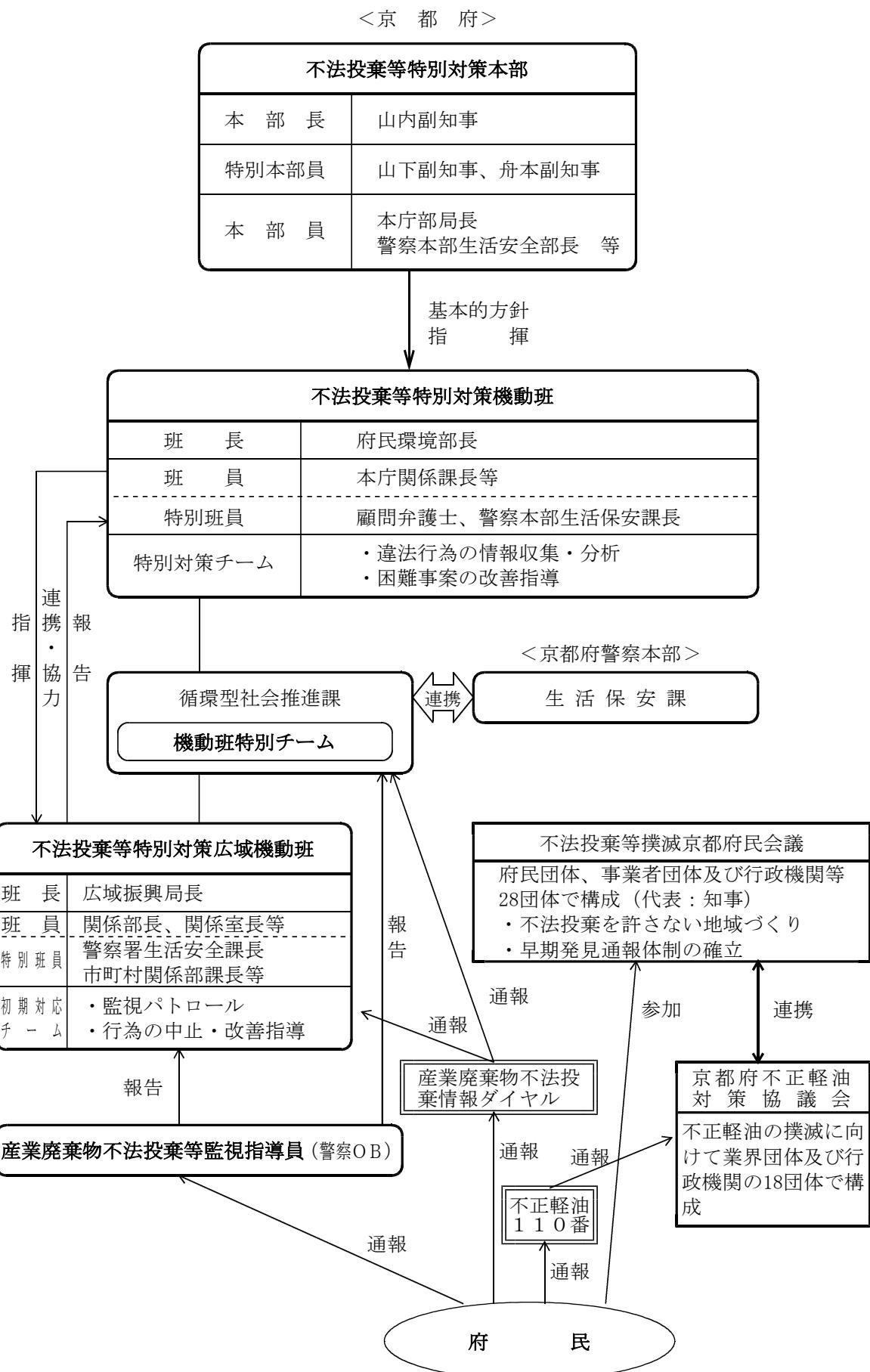
表3-48 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(改正後)の概要

目的(§1)		不適正な土砂等による土地の埋立て等を防止するため必要な規制を定め、もって生活環境の保全及び災害の防止に資すること。
定義(§2)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂等・・・土砂そのものと土砂に混入した物又は土砂に付着した物(廃棄物を除く。)</li> <li>○土地の埋立て等・・・土地の埋立て、盛土等の他、土地における容器を用いた土砂等の保管を含む。</li> </ul>
関係者の責務等(§3~7)		土地の埋立て等を行う者 <u>(安全埋立可能量把握の努力義務を新設)</u> 、土砂等を発生させる者、 <u>土砂等を運搬する者</u> 、土地所有者等及び府の責務を規定
埋立基準に適合しない土地の埋立て等の禁止(§8、9)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての規模について、埋立基準(=土壤環境基準)に適合しない土砂等を用いた埋立て等を禁止</li> <li>○埋立基準に適合しない土砂等による埋立て等のおそれがあるときや、不適合埋立て等を確認したときは、停止や除去等を命令</li> <li>○<u>命令対象に違反行為を助けた者等を追加</u></li> </ul>
土地の埋立て等の許可(§10~12、14)	土地の埋立て等の許可	3,000m <sup>2</sup> 以上の土地の埋立て等を行おうとする者については、許可を受けることを義務付け <u>(一団地規制の明文化)</u> (土地造成等での区域内移動や国・地方公共団体等が行う場合等について、一部許可の適用を除外) ▽罰則 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
立てる	住民への周知(§13)	許可の申請をしようとする者は、その概要について、周辺の地域の住民に対し、必要な周知を図る。
等の	着手等の届出(§14、15、22、23)	埋立て等に着手したとき、軽微な変更等があったとき、埋立て等を完了・廃止・休止・再開したとき等の届出を義務付け
許可等	展開検査、土壤調査(§16、17)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○搬入した土砂等については、毎回、展開検査(※)し、不適正な土砂等を埋立て等に供してはならない。 ※平場などで敷きならし不適正な土砂等の混入を目視で確認</li> <li>○埋立て等区域内の土壤については、3月ごとに埋立基準への適合状況の調査を義務付け</li> <li>○展開検査及び土壤調査の結果を3月ごとに知事に報告</li> </ul>
	施工管理者、標識、帳簿等(§18~21)	施工管理者の設置、所定事項を記載した標識の掲示、所定事項の帳簿への記載、帳簿等の備付け・開示等を義務付け
	命令、許可取消(§24~26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○無許可行為や埋立基準違反等に対しては、中止や除去等を命令</li> <li>○<u>命令対象に違反行為を助けた者等を追加</u></li> <li>○無許可変更や命令違反等は、許可取消</li> <li>▽罰則 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金</li> </ul>
<u>災害防止措置勧告(§27)</u>		<u>土砂等の流出、崩壊等の災害が発生するおそれがある場合で、不適正な埋立て等が行われていることを知りながら是正措置を講じない土地所有者等に対し、必要な措置を講じるよう勧告</u>

<u>土砂等搬入禁止区域の指定</u> (§ 27の2)	<u>埋立て等の継続により土砂等の流出、崩壊等の災害が発生するおそれがあると認められる区域を指定し、搬入を禁止</u> ▽罰則 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
報告徴収、立入調査 (§ 28)	土地の埋立て等の状況などについて、報告徴収や立入検査を行う権限を規定 (報告徴収の対象者を関係者まで拡大、新たに収去規定を追加) ▽罰則 50万円以下の罰金
公表、罰則 (§ 29、35)	<input type="radio"/> 条例違反による行政処分等の内容を公表 (勧告に従わない場合を含む。) <input type="radio"/> 無許可行為、命令違反等に対して罰則を適用
その他 (§ 32)	○京都市域については、この条例を適用しない。

注) 下線部分が今回改正部分。§は第何条の規定かを示しています。

図3-40 不法投棄防止の体制（令和元年10月現在）



## 第6節 有害化学物質対策の推進

### 1 現状と課題

今日、工業的に生産される化学物質は数万種といわれており、日常生活の中でも数多くの化学物質が使用されています。しかし一方で、その製造、使用、廃棄の過程で人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのある化学物質が排出され、環境汚染をもたらすことが問題となっています。

有害化学物質による環境汚染の状況を把握するため、環境中の濃度の定期的な測定を行うとともに、府内の有害化学物質の使用・発生量等を把握する必要があります。

また、有害化学物質による新たな汚染が発生しないよう、特に配慮が必要とされる化学物質について、生産、使用、廃棄の各段階における適切な対策を事業者に求めていく必要があります。

### 2 調査研究等の充実

有害化学物質の中には生態系への影響や環境中での挙動等が必ずしも明らかでないものがあることから、有害化学物質対策の一環として、環境試料における有害化学物質に関する分析法や環境中の挙動等に関する調査研究を充実させるとともに、国等の情報を的確に把握し、科学的知見の集積に努め、府民等へ提供していくことが重要になります。

### 3 工場・事業場の有害化学物質対策の推進

#### (1) P R T R 制度（化学物質排出移動量届出制度）

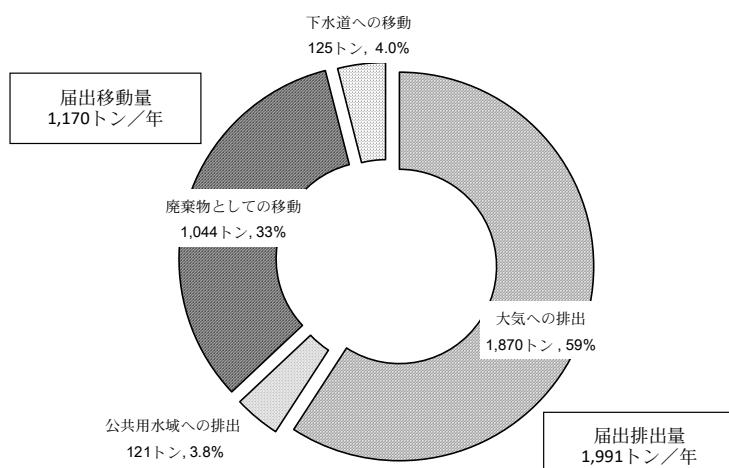
「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の**P R T R 制度（化学物質排出移動量届出制度）\***により、一定量以上の特定化学物質（同法施行令において平成22年度提出分までは354物質、平成23年度以降は462物質を指定）を取扱っている事業者等は、特定化学物質の環境への排出量等を把握し、翌年度に国に届け出ることが義務付けられています（都道府県を経由）。平成30年度に府内の事業所から提出された平成29年度把握結果の届出数は、559件（府372件、京都市187件）であり、前年度の届出数（562件）と比べてほぼ横ばいでした。

このP R T R 制度の運用を通じて、国及び府はデータの集計を行い、特定化学物質ごとの排出量の公表等により、事業者による化学物質の自主管理の改善・環境の保全上の支障への未然防止に努めています。

#### (2) P R T R 制度に基づく化学物質の排出量・移動量

平成29年度の府内での環境への排出量は1,991トン、事業所外への移動量は1,170トンで内訳は図3-41のとおりです。

図3-41 P R T R 制度に基づく府内総届出排出量・移動量内訳（平成29年度）



平成29年度の府内での排出量・移動量上位5物質は表3-49のとおりです。

これらの合計は2,121トンとなり、届出量全体の67%に当たります。

表3-49 P R T R制度に基づく府内における排出・移動量上位5物質（平成29年度）

順位	物質名	排出量・移動量	構成比	主な用途
1	トルエン	806トン	26%	化学物質合成の原料、塗料等の溶剤
2	キシレン	472トン	15%	化学物質合成の原料、塗料等の溶剤
3	塩化メチレン	350トン	11%	化学物質合成の原料、塗料等の溶剤
4	エチルベンゼン	307トン	9.7%	金属の洗浄、塗装の剥離
5	N,N-ジメチルホルムアミド	187トン	5.9%	合成繊維等製造時の溶剤

### (3) ポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物

**ポリ塩化ビフェニル（P C B）\***は、絶縁性・不燃性等の特性を活かしてトランス、コンデンサといった電気機器の絶縁油をはじめ幅広い用途に使用されました。昭和43年のカネミ油症事件によりその強い毒性が社会問題化したため、我が国においては昭和47年以降製造が中止されました。

一方、既に製造されたP C Bについては、処理施設の整備が進まなかったためにほとんど処理が行われず、製造中止後もP C B廃棄物として長期保管する状況が続き、紛失等による環境汚染が懸念されていました。

このため、平成13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（P C B特措法）が施行され、P C B廃棄物を保管する事業者等に対し、毎年度の保管状況等の届出や期間内の処理を義務付けるとともに、平成15年4月に策定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」において、P C B廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進することとされました。

これを受けて、P C B廃棄物の適正処理のための体制整備が進められ、近畿では大阪市此花区で中間貯蔵・環境安全事業株式会社（J E S C O）大阪P C B処理事業所が平成18年10月に操業を開始し、高圧トランス等の高濃度P C B廃棄物の処理が実施されています。

また、低濃度P C B廃棄物について、環境大臣による無害化処理認定施設を活用した処理が進められています。

なお、P C B廃棄物の処理期間については、P C B特措法施行当初、平成28年7月までとされていましたが、処理状況等を考慮し、府内の高濃度P C B廃棄物は原則令和3年3月まで、低濃度P C B廃棄物は令和9年3月までに延長されました。

府では、P C B特措法に基づき、平成16年7月に「京都府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定し、府内におけるP C B廃棄物の確実かつ適正な処理に向けて、P C B廃棄物を保管する事業者等に対し、指導を行っています。

### (4) 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）

**内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）\***は、生体に取り込まれて内分泌系（ホルモン作用）に影響を及ぼす化学物質の総称をいい、生殖器の異常等人体への影響が懸念されています。環境ホルモンについては、過年度の社会的不安の高まりから、平成10年5月、環境庁（当時）発表の「環境ホルモン戦略計画」（S P E E D' 98）において内分泌かく乱作用を有すると疑われる約70物質がリスト化され、全国的にその実態調査が行われてきたところです。

府においても、平成11年度から平成23年度までの13年間にわたり、府域の河川及び海域に係る環境基準点における水質及び底質調査を継続的に行いました。

ア 調査期間

平成11年度から平成23年度まで

#### イ 調査対象

対象地点 河川24水域（25地点）、海域5水域（11地点）

対象検体 水質及び底質

対象物質 当初、環境ホルモン様作用を有することが特に疑われた5物質

#### ウ 調査結果

（単位：μg/L（水質）、μg/kg（底質））

対象物質		ノニルフェノール		4-t-オクチルフェノール		ビスフェノールA		フタル酸ジ-2-エチルヘキシル		フタル酸ジ-n-エチルヘキシル	
		水質	底質	水質	底質	水質	底質	水質	底質	水質	底質
府	最小値～最大値	ND～0.6	ND～82	ND～0.03	ND～6	ND～1	ND～4	ND～0.8	ND～150	ND～ND	ND～150
国	最小値～※最大値	ND～21	ND～12,000	ND～13	ND～350	ND～19	ND～360	ND～9.9	ND～210,000	ND～16	ND～2,000

※国が平成10～16年に実施した実態調査結果

基準値等の評価基準は示されていませんが、府域の水質及び底質における対象物質の検出状況については、特に高い値は認められませんでした。

引き続き府では、「水質汚濁防止法」に基づき策定している「公共用水域水質測定計画」において、国土交通省及び京都市とともにノニルフェノール、4-t-オクチルフェノール及びフタル酸ジエチルヘキシルの測定を実施することとしています。

全国レベルでは、環境モニタリング調査（「化学物質環境実態調査」（エコ調査）等）や専門家による検討が引き続き行われており、平成24年8月にはノニルフェノールが水生生物に係る環境基準に追加されました。また、平成28年6月には環境省が今後の対応の方向性を「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応－E X T E N D 2016－」として新たに取りまとめました。この中では、国は、化学物質の内分泌かく乱作用に伴う環境リスクの評価を進めるため、評価手法の確立と評価の実施を加速化し、必要な場合には環境リスクの管理体系に組み込んでいくことを念頭において対応を進めていくなどとしています。

府もこうした調査等を通じた科学的知見の獲得や国が行う調査に協力しています。

## 4 ダイオキシン類対策の推進

### （1）国における動き

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン（P C D F）、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（P C D D）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーP C B）の総称で、塩素が存在する状態で有機物を燃焼させたとき等に意図せず生成される有機塩素化合物です。

ダイオキシン類は、毒性が非常に強く分解しにくいため、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成12年1月施行）に基づき、大気、水質・底質及び土壤に係る環境基準等が設定され、常時監視の実施、小規模焼却炉に係る規制等の対策が進められています。

### （2）府における取組

「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく一般環境の常時監視や焼却炉等のダイオキシン類を発生する施設への立入調査等、総合的な対策を実施しています。

### （3）監視・測定

府及び京都市においては、ダイオキシン類の一般環境への影響を把握するため、大気、水質・底質及び土壤の調査を実施しています。また、発生源調査として「ダイオキシン類対策特別措置法」の対象施設のダイオキシン類調査、事業者の自主測定結果の報告受理を実施しており、平成

30年度に実施した結果は以下のとおりです。

#### ア 大気

一般環境15地点で年4回調査を実施し、いずれの地点においても環境基準値(年平均値0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>)を下回っています。

表3-50 大気環境中のダイオキシン類調査結果（平成30年度）

(単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

区分	調査地點	年平均値	範囲
一般環境	左京区役所	0.0056	0.0035～0.0079
	京都市役所	0.0082	0.0043～0.011
	山科区役所	0.011	0.0043～0.018
	生活環境美化センター	0.011	0.0070～0.016
	宇多野小学校	0.0075	0.0038～0.013
	西京保健センター	0.0078	0.0044～0.012
	池田小学校	0.0093	0.0044～0.014
	伏見区役所	0.0084	0.0056～0.012
	神川小学校	0.010	0.0043～0.018
京都都市外	宇治測定局（宇治市）	0.012	0.0087～0.017
	久御山測定局（久御山町）	0.017	0.0096～0.027
	精華測定局（精華町）	0.012	0.0070～0.016
	亀岡測定局（亀岡市）	0.014	0.0070～0.022
	福知山測定局（福知山市）	0.0079	0.0071～0.0086
	東舞鶴測定局（舞鶴市）	0.0083	0.0071～0.010
環境基準		0.6	

※pg (ピコグラム) は1兆分の1グラム

#### イ 水質・底質

調査は、公共用水域として河川37地点、海域11地点で実施し、いずれの地点においても水質に係る環境基準値（水質：1pg-TEQ/L、底質：150pg-TEQ/g）を下回っています。

表3-51 公共用水域の水質・底質の調査結果（平成30年度）

調査地點	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
鴨川高橋（京都市）	0.032	0.47
鴨川出町橋（京都市）	0.030	0.60
鴨川三条大橋（京都市）	0.027	0.42
鴨川京川橋（京都市）	0.031	0.52
西高瀬川上河原橋（京都市）	0.035	2.1
高野川三宅橋（京都市）	0.024	0.13
高野川河合橋（京都市）	0.027	0.17
弓削川寺田橋（京都市）	0.054	0.20
有栖川梅津新橋（京都市）	0.28	0.72
天神川西京極橋（京都市）	0.047	0.46
清滝川落合橋（京都市）	0.022	0.11
小畑川京都市長岡京市境界点（京都市）	0.036	0.76
山科川新六地蔵橋（京都市）	0.032	1.3
小畑川小畑橋（大山崎町）	0.060	—
大谷川二ノ橋（八幡市）	0.18	—
田原川螢橋（宇治田原町）	0.069	—
和束川菜切橋（木津川市）	0.064	0.32
犬飼川並河橋（亀岡市）	0.076	—
由良川安野橋（南丹市）	0.053	—
棚野川和泉大橋（南丹市）	0.054	—

園部川神田橋（南丹市）	0.060	—
高屋川黒瀬橋（京丹波町）	0.060	—
由良川山家橋（綾部市）	0.055	—
上林川五郎橋（綾部市）	0.057	—
八田川八田川橋（綾部市）	0.071	—
犀川小貝橋（綾部市）	0.11	—
牧川天津橋（福知山市）	0.054	—
宮川宮川橋（福知山市）	0.055	—
伊佐津川相生橋（舞鶴市）	0.052	—
河辺川第一河辺川橋（舞鶴市）	0.055	—
大手川京口橋（宮津市）	0.11	—
野田川六反田橋（与謝野町）	0.063	0.16
野田川堂谷橋（与謝野町）	0.15	0.55
福田川新川橋（京丹後市）	0.075	—
竹野川荒木野橋（京丹後市）	0.10	—
宇川宇川橋（京丹後市）	0.052	—
佐濃谷川高橋橋（京丹後市）	0.14	—
舞鶴湾ヤンギヨ鼻地先（舞鶴市）	0.051	4.8
舞鶴湾恵比須崎地先（舞鶴市）	0.051	5.0
舞鶴湾念佛鼻地先（舞鶴市）	0.055	4.1
舞鶴湾檜崎地先（舞鶴市）	0.054	3.2
宮津湾江尻地先（宮津市）	0.061	—
宮津湾島崎地先（宮津市）	0.054	—
阿蘇海野田川流入点（宮津市）	0.060	—
阿蘇海中央部（宮津市）	0.057	—
阿蘇海溝尻地先（宮津市）	0.058	—
久美浜湾湾口部（京丹後市）	0.089	—
久美浜湾湾奥部（京丹後市）	0.15	—
環境基準	1	150

#### ウ 地下水

地下水調査として、20地点で調査を実施し、いずれの地点においても水質に係る環境基準値（水質：1 pg-TEQ/L）を下回っています。

表 3-52 地下水中の調査結果（平成30年度）

調査地点	水質 (pg-TEQ/L)	調査地点	水質 (pg-TEQ/L)
京都市内	上京区	0.021	京都市外 向日市
	左京区	0.021	八幡市 0.051
	山科区	0.023	木津川市 0.051
	下京区	0.021	和束町 0.053
	南区	0.021	亀岡市 0.051
	右京区	0.021	南丹市 0.052
	右京区	0.021	福知山市 0.096
	西京区	0.020	福知山市 0.052
	伏見区	0.021	舞鶴市 0.051
	伏見区	0.020	綾部市 0.053
環境基準			1

#### エ 土壤

一般土壤として19地点で調査を実施し、いずれの地点においても土壤に係る環境基準値（土壤：1,000pg-TEQ/g）を下回っています。

表3-53 一般土壤の調査結果（平成30年度）

(単位：pg-TEQ/g)

区分	調査地点	調査結果	区分	調査地点	調査結果
一般環境京都把握調査	北区	1.2	一般都市環境内把握	西京区	0.75
	上京区	0.46		伏見区	0.81
	左京区	0.0020		伏見区	0.52
	中京区	0.032		伏見区	1.2
	東山区	0.54			
	山科区	0.13		長岡京市	7.9
	下京区	0.065		宇治市	0.0014
	南区	0.014		八幡市	0.18
	右京区	1.6		木津川市	0.17
	右京区	0.023		京丹波町	0.0011
			環境基準	1000	

## オ 発生源のダイオキシン類

府内に設置されている「ダイオキシン類対策特別措置法」対象施設については、平成31年3月末現在で192施設（廃棄物焼却施設等の大気関係施設142施設、廃ガス洗浄施設等の水質関係施設50施設）あり、事業者（市町村等を含みます）が1年に1回以上自主測定を行い、府や京都市に測定結果を報告することが義務付けられています。また、一部の施設については、府や京都市が毎年計画的に行行政検査を実施しています。

表3-54 大気基準適用施設のダイオキシン類測定結果（平成30年度）

区分	特定施設の種類	地域	項目	測定数	測定結果
自主測定	廃棄物焼却炉	京都市外	排出ガス	73施設	0～4.1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>
			ばいじん	59施設	0～16 ng-TEQ/g
			燃え殻	66施設	0～0.18 ng-TEQ/g
	アルミ合金製造用溶解炉・乾燥炉	京都市外	排出ガス	4施設	0.00068～0.25 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>
行政検査	廃棄物焼却炉等	京都市外	排出ガス	4施設	0.0000012～1.1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>

表3-55 水質基準適用事業場のダイオキシン類測定結果（平成30年度）

(単位：pg-TEQ/L)

区分	特定施設の種類	地域	項目	測定数	測定結果
自主測定	廃棄物焼却炉の排ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水を排出する灰貯留施設	京都市外	事業場排出水	7施設	0～0.043
				3施設	0～0.00086
	下水道終末処理施設	京都市外			